



# 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画  
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

## 令和2年度進捗状況評価報告書



国分寺市

# 目次

<b>I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要</b> .....	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の性格.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の推進.....	2
6 計画の基本理念 .....	3
7 計画の目標.....	4
8 計画の体系.....	6
<b>II 評価の考え方・手法について</b> .....	8
1 評価の目的.....	8
2 評価者とその役割.....	8
3 評価の頻度と公表.....	8
4 評価の方法.....	8
5 評価結果の報告 .....	9
<b>III 男女平等推進委員会からの答申</b> .....	10
<b>IV 施策別推進状況評価</b> .....	14
課題1 男性中心型労働慣行の見直し .....	14
課題2 女性の活躍の場の拡大 .....	22
課題3 男女平等意識の醸成.....	36
課題4 男女平等教育の充実.....	43
課題5 男女平等に関する広報・啓発活動.....	45
課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 .....	49
<b>V 成果目標の達成状況</b> .....	59
<b>VI 参考指標</b> .....	59
<b>VII 参考資料</b> .....	63
資料No.1 令和3年度会議の開催状況 .....	64
資料No.2 国分寺市男女平等推進条例 .....	66
資料No.3 国分寺市男女平等推進協議会設置規程.....	71

# **I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要**

## **1 計画の目的**

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国分寺市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## **2 計画の位置付け**

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

## **3 計画の性格**

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

## **4 計画の期間**

この計画の期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## **5 計画の推進**

### **(1) 推進体制**

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会（推進委員会）」において、男女共同参画推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女共同参画推進施策を展開します。推進委員会は、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女共同参画推進施策の推進と調整を行います。

#### (2) 市民，事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては，市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

#### (3) 国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

#### (4) 行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し，「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

推進状況の評価は，計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに，より具体的に進行管理を行うために，成果目標を設定し，その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

#### (5) 配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や，障害があること，日本で生活する外国人であること等に加え，女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について，計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

## 6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

## 7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

### **男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち**

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

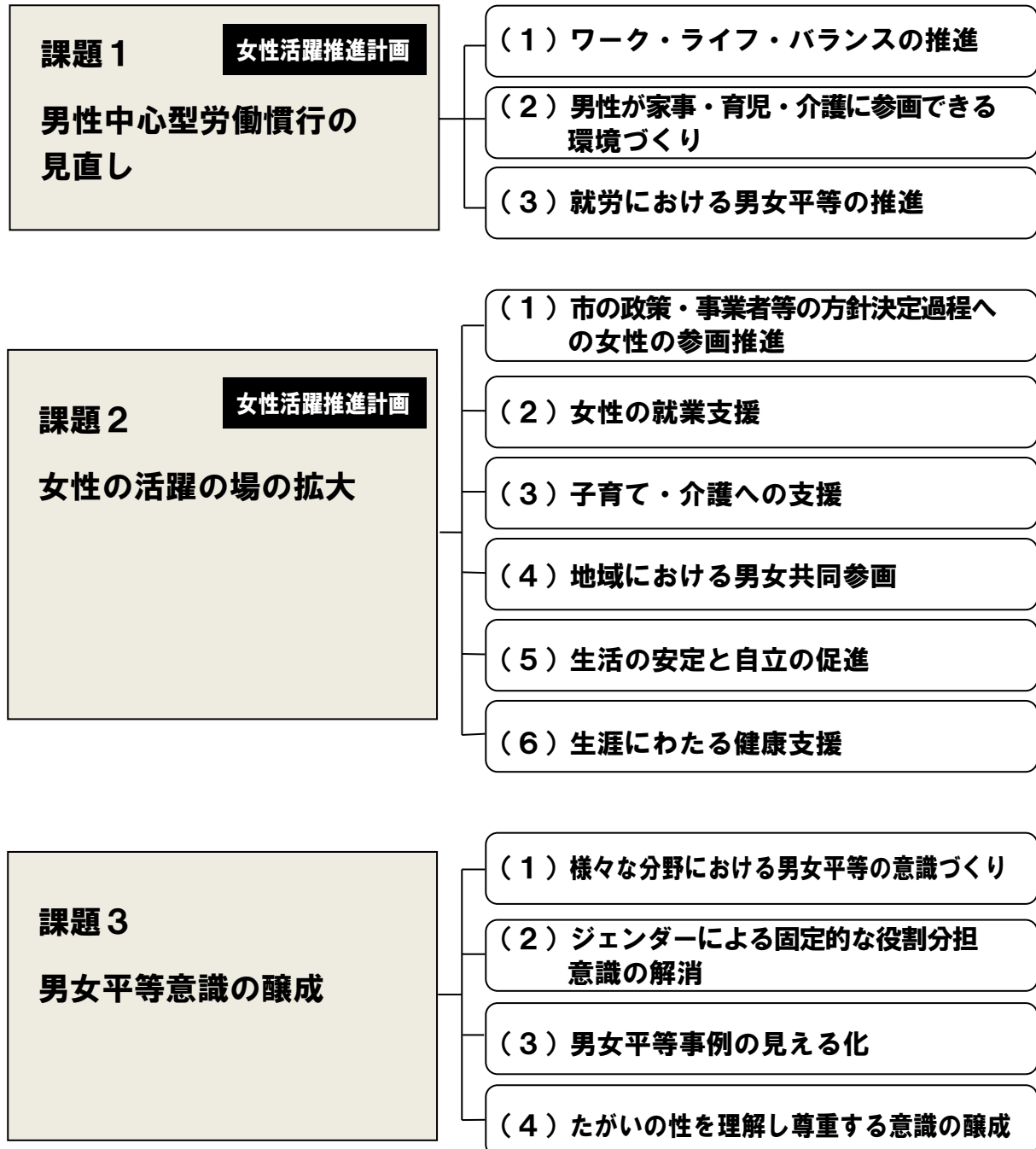
## <成果目標>

課題	項目（データ出典）	現状	成果目標		[参考] 国目標（期限）
			中間（期限）	最終（期限）	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	57.4% （平成27年度）	70% （令和2年度）	80% （令和6年度）	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 （国分寺市特定事業主行動計画）	8% （平成27年度）	15% （令和2年度末）	20% （令和6年度）	13% （平成32年）
	庁内の超過勤務の縮減 （国分寺市特定事業主行動計画）	一人あたり 月8.3時間 （平成27年度）	一人あたり 月6.4時間 （令和2年度末）	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	9.9% （平成27年度）	5% （令和2年度）	5%以下 （令和6年度）	5% （平成32年）
2	審議会等委員に占める女性の割合 （人権平和課）	32% （平成27年度）	40%以上 （令和2年度）	40%以上 （令和6年度）	30%以上 （平成32年）
	庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画）				
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% （平成27年度）	15%以上 （平成29年度）	20% （令和6年度）	20% （平成32年度末）
	係長職に占める女性の割合	28.2% （平成27年度）	30%以上 （平成29年度）	35% （令和6年度）	35% （平成32年度末）
	防災会議の委員に占める女性の割合 （防災安全課）	9.1% （平成27年度）	30% （令和2年度）	30%以上 （令和6年度）	30% （平成32年）
	保育所待機児童数 （子ども若者計画課）	88人 （平成27年度）	解消 （令和2年度）	解消 （令和6年度）	解消 （平成29年度末）
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	59.3% （平成27年度）	70% （令和2年度）	80% （令和6年度）	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	22.8% （平成27年度）	40% （令和2年度）	60% （令和6年度）	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	平手で打つ 男性 73.5% 女性 79.8% 足でける 男性 93.6% 女性 91.9% （平成27年度）	100% （令和2年度）	100% （令和6年度）	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	65.2% （平成27年度）	100% （令和2年度）	100% （令和6年度）	100% （平成32年）

## 8 計画の体系

### 課題

### 施策



## 課題

## 施策

### 課題4 男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

### 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

### 課題6 性別に起因する暴力や人権 侵害の根絶

#### 第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

\*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

\*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。



## Ⅱ 評価の考え方・手法について

### 1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女共同参画推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の方々に男女共同参画について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女共同参画に関する市民の理解が深まることが期待できます。

### 2 評価者とその役割

国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で、市としての総合的な評価を行います。附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）は推進協議会の評価を確認し、総括評価を行います。

推進委員会は市民的見地をもった第三者的立場から総括評価を行い、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

### 3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

### 4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

#### （1）所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み、男女共同参画推進の視点から自己評価を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。所管課の評価の基準は次のとおりです。

#### [評価の基準]

A：目標を達成した。 B：目標をほぼ達成した。 C：目標達成できず。

D：実績がなかった。

## (2) 事務局による施策評価案の作成

事務局である人権平和課は、自己点検票を施策ごとに集約し、施策評価案を作成します。評価については、所管課による自己評価を数値換算（A=9～7点，B=6～4点，C=3～1点，D=0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

## (3) 専門委員会の評価

自己点検票及び施策評価案を確認し、所管課評価と同様の基準に基づいて施策評価を行います。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

## (4) 推進協議会の評価

専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

## (5) 推進委員会の評価

自己点検票及び推進協議会評価を確認し、計画の推進状況を総合評価します。施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

## 5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

### Ⅲ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

令和4年2月14日

国分寺市長

井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会  
委員長 甲斐田 きよみ

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況について（答申）

令和3年6月22日付けで諮問のありました「男女平等推進行動計画の進捗状況に関する事」について、次のとおり答申する。

## 記

### 1 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定された。

本委員会は市長の諮問を受け、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申している。

今年度は、第2次行動計画の令和3～6年度の所管課目標の審議及び令和2年度の進捗状況評価を行った。

### 2 進捗状況評価について

本委員会での令和2年度進捗状況評価は次のとおりである。各所管課（室）においては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組みたい。

#### （1）課題1 男性中心型労働慣行の見直し

- ・情報提供については、チラシやリーフレット等の配架に限ることなく、ホームページやオンラインの活用といった、より高い効果の見込まれる周知方法を検討されたい。
- ・情報提供や配架等を行った結果、どのような効果があったのかを把握できるよう、QRコードの活用やホームページのアクセス数の把握等、新しい手法での効果測定を行われたい。
- ・男性職員が育児休業を取得しなかった原因を分析し、その解決に努められたい。また、取得したくてもできなかった原因として、収入減少や職場での立場への懸念等が考えられる。育児休業の取得によって不利益を被ることのないよう、制度や職場環境の改善に努められたい。

#### （2）課題2 女性の活躍の場の拡大

- ・事業実施による男女平等推進の効果が明確でない事業が散見される。男女平等の意識が市民に伝わった結果、どういった効果がもたらされるのかを念頭に置いた事業実施に取り組みられたい。
- ・リーフレット等の作成数や配布数を実績としている事業が見受けられるが、作成・配布のみでは実績とはならないため、配布等によりどのよう

な効果があげられたのかを把握するよう努められたい。

- ・情報提供については、チラシやリーフレット等の配架に限ることなく、より効果的な周知方法を検討されたい。

### (3) 課題3 男女平等意識の醸成

- ・オンライン講座については、オンデマンド等の手法も取り入れ、更に多くの市民が視聴することによって啓発の効果が高まるよう、配信の手法を工夫されたい。
- ・男女平等に関する取組や情報をわかりやすく整理し、広く市民に伝わるよう、より一層の見える化に努められたい。

### (4) 課題4 男女平等教育の充実

- ・意識向上のための授業や研修を行うだけではなく、その結果、児童・生徒及び教職員にどのような意識の変化があったのかを把握するよう努められたい。

### (5) 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

- ・「男女平等の視点によるガイドライン」については、庁内だけではなく、補助金団体、委託事業者、指定管理者等の関係団体も含めた周知徹底に取り組まれたい。
- ・情報提供については、チラシやリーフレット等の配架に限ることなく、ホームページやオンラインの活用といったより高い効果の見込まれる周知方法を検討されたい。
- ・情報提供や配架等を行った結果、どのような効果があったのかを把握できるよう、QRコードの活用やホームページのアクセス数の把握等、新しい手法での効果測定を行われたい。

### (6) 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ・課題2と同様、事業実施による男女平等推進の効果が明確でない事業が散見される。男女平等の意識が市民に伝わった結果、どういった効果をもたらされるのかを念頭に置いた事業実施に取り組まれたい。
- ・パネル展示や市報等による周知については、周知による効果を把握するよう工夫されたい。
- ・小中学校で実施されるアンケートに男女平等推進に関する設問を加える等、効果測定に努めていただきたい。

## 3 今後に向けて

以上が第2次行動計画の令和2年度進捗状況に対する本委員会の評価であるが、答申の結語として次の四点を付言する。

- (1) 男女平等推進への効果が不明瞭な目標設定や、達成度を客観的に測ることのできない評価指標が要因となり、各所管課（室）が解決すべき課題が可視化されにくい状況にあった。今期の推進委員会において見直しが行われた後期4年間の施策事業及び目標に基づく事業が、令和3年度より実施されている。各所管課（室）が現状の課題について取り組み、国分寺市の男女平等推進施策において有益なものとなるよう努められたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止・縮小となる事業が多数に及んだが、オンラインによる事業実施に切り替えることによって実績をあげている事業も見られた。事業を中止・縮小するのではなく、オンラインの活用等による新たな手法での事業実施を積極的に進められたい。
- (3) 令和元年度進捗状況評価においても指摘した事項ではあるが、令和2年度においても施策事業と目標が乖離している事業や男女平等推進への効果についての記載が乏しい事業が散見された。事業実施にあたっては、第2次行動計画の内容を改めて確認するとともに、当該事業を実施することによってどのような効果が生じたかといった効果測定の見点を取り入れ、その結果を事業の実施に反映させる必要がある。また、その成果についても広く市民に周知するよう取り組まれたい。
- (4) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、女性が直面する非正規雇用やひとり親であることに起因する経済的困難、DV等による身体的・精神的困難等が浮き彫りとなった。また、SDGsの目標にジェンダー平等が掲げられていることに加え、オリンピック・パラリンピックを契機とし、男女平等推進施策への関心が高まっていることから、今後は社会情勢の変化を捉えた積極的かつ迅速な取組が必要とされる。市の男女平等施策については、男女平等推進センターだけではなく、ジェンダーの視点に基づいた事業を全庁的に実施することにより、更なる推進を図られたい。

以上

## IV 施策別推進状況評価

[基本目標] 男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

課題		施策	評価
1	男性中心型労働慣行の見直し	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	B
		(2)男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり	B
		(3)就労における男女平等の推進	B
2	女性の活躍の場の拡大	(1)市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進	B
		(2)女性の就業支援	B
		(3)子育て・介護への支援	B
		(4)地域における男女共同参画	B
		(5)生活の安定と自立の促進	B
		(6)生涯にわたる健康支援	B
3	男女平等意識の醸成	(1)様々な分野における男女平等の意識づくり	B
		(2)ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消	A
		(3)男女平等事例の見える化	B
		(4)たがいの性を理解し尊重する意識の醸成	B
4	男女平等教育の充実	(1)学校における人権・男女平等教育の充実	B
5	男女平等に関する広報・啓発活動	(1)「男女平等推進センター」の活用促進	B
		(2)男女の人権に配慮した表現の推進	B
6	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1)相談業務の充実と関係機関との連携強化	A
		(2)DV予防のための取組推進	B
		(3)被害者の安全確保と自立支援	B
		(4)人権侵害を予防するための支援	B
		(5)性犯罪被害者の支援	A

評価	評価の基準	令和元年度
A	目標を達成した。	3
B	目標をほぼ達成した。	18
C	目標達成できず。	0
D	実績がなかった。	0

施策別進捗状況評価の見方

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性活躍推進計画〕

■施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動

事業内容	市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及		
人権平和課	事業目標	・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供を行う。 ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標 起業講座 1回、ワーク・ライフ・バランス講座 1回 参加者45人
	事業実績	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講座開催数を削減したため、3年連続で実施していた起業講座の開催は見合わせた。 ・11月に親子を対象とした家事・育児に関するワーク・ライフ・バランス講座を開催し、23人の参加があった。	数値実績 ・ワーク・ライフ・バランス講座1回(大人12人、子ども11人) 参加者23人 ※起業講座は未実施
	男女平等推進への効果	アンケートには「参加してよかった、役立つ情報が得られた」との感想がよせられ、父親の参加もあった。講座開催により、ワーク・ライフ・バランスに関する意識が向上した。	
	新型コロナによる影響	講座開催数及び定員の削減 新型コロナウイルス感染症による影響があった場合は記載有	
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。
	事業実績	・新型コロナウイルス感染拡大によりワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの会場開催を中止とし、代替措置を講じなかった。 ・東京都が作成した情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)やライフ・ワーク・バランスに関連したパンフレット等を庁内2か所に配架。	数値実績 ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーが中止となった。 ・庁内2か所に情報紙「とうきょうの労働」を12回、ワーク・ライフ・バランスに関連したパンフレット等を2回配架。
	男女平等推進への効果	パンフレット等を配架することにより、性別にかかわらずだれもが家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場において活動することを両立する、ワーク・ライフ・バランスに関する意識が向上した。	
	新型コロナによる影響	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーが中止となった。 職員で組織する男女平等推進専門委員会の施策評価です。必要に応じて、コメントが記載されています。	

～事業No.2・3省略～

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。各事業において、男性への焦点が薄れているため、事業目標の見直しが必要である。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・人権平和課／男性を中心とした事業実施及び講座参加者を男女別の把握に努められたい。 ・経済課／パンフレットの配架等は実績であり効果ではない。配架等による効果測定を行われたい。 ・職員課／男性職員の育児休業取得率のみではなく、平均取得日数も目標とされたい。また、数値目標に達しなかった原因を分析し、取得率向上に取り組まれたい。	B

男女平等推進専門委員会の評価を基に、市の男女平等施策を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長とし7人の部長で組織)で行った施策評価です。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の施策評価です。



## 課題1 男性中心型労働慣行の見直し【女性活躍推進計画】

### ■施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動			
事業内容	市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及		
人権平和課	事業目標	・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供を行う。 ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値目標 起業講座 1回、ワーク・ライフ・バランス講座 1回 参加者45人
	事業実績	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講座開催数を削減したため、3年連続で実施していた起業講座の開催は見合わせた。 ・11月に親子を対象とした家事・育児に関するワーク・ライフ・バランス講座を開催し、23人の参加があった。	数値実績 ・ワーク・ライフ・バランス講座1回(大人12人、子ども11人) 参加者23人 ※起業講座は未実施
	男女平等推進への効果	アンケートには「参加してよかった、役立つ情報が得られた」との感想がよせられ、父親の参加もあった。講座開催により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供することができた。	
	新型コロナによる影響	講座開催数及び定員の削減	
経済課	事業目標	・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。	数値目標 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。
	事業実績	・新型コロナウイルス感染症拡大によりワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの会場開催を中止とし、代替措置を講じなかった。 ・東京都が作成した情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)やライフ・ワーク・バランスに関連したパンフレット等を庁内2か所に配架。	数値実績 ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーが中止となった。 ・庁内2か所に情報紙「とうきょうの労働」を12回、ワーク・ライフ・バランスに関連したパンフレット等を2回配架。
	男女平等推進への効果	パンフレット等を配架することにより、性別にかかわらず誰でもが家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場において活動することを両立する、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供することができた。	
	新型コロナによる影響	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーが中止となった。	
No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進			
事業内容	子育てや介護などと仕事を両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画と連動し、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。		
職員課	事業目標	・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知	数値目標 男性職員の育児休業取得の促進(50%以上)
	事業実績	・男性職員の育児休業取得促進として、庁内に向けて「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(以下、「休暇制度通知」という。)をイントラネットに掲載することで広く制度周知を行い、また、子が生まれた男性職員に対しては、出産前後からの休暇を計画的に取得するために「育児プランシート」等を用いて直接説明を行うなど努めたところであったが、男性の育児休業取得者は12名中5名(41.7%)に留まり、特定事業主行動計画の目標値(13%)を大きく上回ったが、目標値である50%には届かなかった。 ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知について、昨年度までは正規職員対象の休暇制度通知を行うのみであったが、今年度から新たに一般職非常勤職員である会計年度任用職員(月額・時間額)を対象とした制度通知を行い、休暇制度の周知に努めた。	数値実績 ・新たに育児休業が取得可能となった男性職員12名のうち5名が育児休業を取得し、取得率は41.7%であり、特定事業主行動計画の目標数値13%を達成したが、目標値の50%には届かなかった。
	男女平等推進への効果	男性の育児休業取得率が向上する等、男性職員の家庭での育児参加につながり、男女平等推進に効果があった。	
新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症による影響については判断できない。		

人権平和課	事業目標	・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・講座の周知を庁内に向けて行い、職員の参加を図る。	数値目標	・ワーク・ライフ・バランス講座の庁内周知 1回
	事業実績	・男性のみが対象ではないが、11月開催の親子を対象とした家事・育児に関するワーク・ライフ・バランス講座の庁内周知を行った(庁内掲示板)。 ・定員を削減しての実施であったため、市民からの申込により定員に達し、職員からの申込はなかった。	数値実績	・ワーク・ライフ・バランス講座の庁内周知 1回
	男女平等推進への効果	庁内掲示板、市報・HP・ツイッター等で講座の周知を行ったため、記事を目にした職員への意識づけはできたと考えるが、職員からの申込はなかったため、庁内への啓発の効果は低かった。		
	新型コロナによる影響	定員の削減		

### No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進

事業内容	庁内では、日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組み、長時間労働削減を推進します。また、市内事業者等に向け、好事例等の情報提供を行います。			
職員課	事業目標	特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行う。	数値目標	一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減
	事業実績	4月に所属長宛てに超過勤務の抑制について通知し、また、業務の繁忙が想定される部署に対してはワークシェアリングで時間額会計年度任用職員(延べ32名)の任用を行うなど、超過勤務の削減に努めたが、新型コロナウイルス感染症対策やその他特に緊急を要する業務が生じたことにより、一人あたりの月超過勤務数は7.7時間(前年度比△0.4時間)に留まり、数値目標である月6.4時間への縮減には達しなかった。	数値実績	令和2年度の一人あたりの月超過勤務時間数は7.7時間であった。
	男女平等推進への効果	超過勤務が縮減し、ワークライフバランスの適正化につながり、男女平等推進に効果があった。		
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症による影響については判断できない。		
人権平和課	事業目標	・市内事業者へ向け、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。	数値目標	・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 1回
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。	数値実績	・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 1回(HP)
	男女平等推進への効果	令和2年度は「一般事業主行動計画」策定に関する記事を市報掲載したが、令和2年度はHPのみであったため、市報と比較すると、HPでは市内事業者の目にとまる機会が少なく、啓発の効果は低かった。		
経済課	事業目標	・長時間労働抑制に関する情報提供・啓発を行う。 ・年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行う。	数値目標	情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。
	事業実績	・長時間労働抑制に関する情報提供・啓発を行うことができた。 ・年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行うことができた。 ・11月に東京都労働相談情報センターとの共催で、長時間労働の削減が一部テーマとなる労働セミナーを2回開催した。 ・働き方改革推進支援センターと連携して、社会保険労務士による働き方改革に関する個別相談会を4回実施した。	数値実績	・庁内2か所に情報紙「とうきょうの労働」を12回、長時間労働の削減に関連したパンフレット等を4回配架 ・労働セミナー2回 参加者50人 ・社会保険労務士による働き方改革に関する個別相談会4回
	男女平等推進への効果	長時間労働を削減することにより、性別にかかわらずなくだれもが、家庭内で協力して子育て、介護等家族として役割を果たすことについて考える機会を提供することができた。		
	新型コロナによる影響	働き方改革推進支援センターと連携した、社会保険労務士による働き方改革に関する個別相談会が全8回中4回中止となった。		

課題1 施策1 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。各事業において、男性への焦点が薄れているため、事業目標の見直しが必要である。	B
推進委員会	<p>推進協議会の評価のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権平和課／男性を中心とした事業実施及び講座参加者を男女別の把握に努められたい。</li> <li>・経済課／パンフレットの配架等は実績であり効果ではない。配架等による効果測定を行われたい。</li> <li>・職員課／男性職員の育児休業取得率のみではなく、平均取得日数も目標とされたい。また、数値目標に達しなかった原因を分析し、取得率向上に取り組まれたい。</li> </ul>	B

## ■施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

No.4 男女が共に家事・育児・介護をするための意識づくり			
事業内容	家事・育児・介護は男女が共に行うものであることについて考える機会をつくり、様々な機会を活用して啓発を行います。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施 ◇育児・介護休業・休暇を取得することの理解促進		
健康推進課	事業目標	両親学級：ひかりクラス(沐浴・妊婦体験ジャケット)は年6回、わくわくクラス(歯科・栄養講座、先輩パパママ交流)は年4回。プレママ・プレパパセミナーは年3回実施。	数値目標 参加人数…ひかりクラス(年6回)妊婦216名、パートナー216名。わくわくクラス(年4回)妊婦144名、パートナー144名。
	事業実績	・来所型のひかりクラス…沐浴は実習形式をとらず、手技の見学、妊婦体験ジャケットは実施した。グループワークは実施できなかったが、参加者がそれぞれが情報交換をされていた。事後アンケートからは、“妻の負担が大きいと感じ、日々の協力が必要だと学んだ(パートナー)”“夫に体験してもらうことで大変な体勢などを理解してもらえたと思う(妊婦)”等の感想が得られている。 ・オンラインのひかりクラス…沐浴・妊婦体験(各家庭であるもので実施していただく形式)助産師への質問、保健師の話を実施した。事後アンケートからは、“初めての育児なので、オンライン上でも実技してるところが見られて良かった。本で読むよりもイメージが沸いた”等の感想が得られている。	数値実績 ・ひかりクラス来所型は2回、ひかりクラスオンラインは2回、わくわくクラスは4回実施した。緊急事態宣言の為4～6月まで事業を中止したため目標回数を満たさなかった。 ・参加人数…ひかりクラス(来所型・オンライン)は妊婦105名、パートナー104名の参加があった。このうちオンラインは各30組(60名)、32組(64名)の参加があった。わくわくクラスは妊婦60名、パートナー50名の参加があった。ひかりクラス、わくわくクラスとも事業の中止や延期、参加人数の削減を行った為目標値を大きく下回った。
	男女平等推進への効果	両親学級を通し、妊婦・パートナーが妊娠・出産・育児に関する専門職からの話やその場での体験を共有することで、男女が共に育児を行うということへの意識付けにつながっている。土曜日に実施することで平日働いている方でも参加しやすく、オンラインを活用することで新型コロナウイルス感染症対策状況下でも参加しやすい環境を整備した。	
	新型コロナによる影響	4・6月のひかりクラスを中止、5月のわくわくクラスを9月に延期。ひかりクラス・わくわくクラスとも各回の参加人数の削減、実施時間の短縮、1部制から2部制への変更、グループワークと交流会の中止を行った。ひかりクラスは実施方法にオンラインを導入した。交流会をメインにしているプレママ・プレパパセミナーについては中止とした。	
子育て相談室	事業目標	通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。	数値目標 こどもの発達センターつくしんぼ行事の父親参加数：100人
	事業実績	式典時間の短縮及び参加人数の制限(入園式及び卒園式は対象児童及びその保護者1名のみでの出席)を行い、入園式及び卒園式を実施。	数値実績 入園式 対象児童数 9名 うち父親出席数 8名 卒園式 対象児童数 11名 うち父親出席数 3名
	男女平等推進への効果	節目の行事へ参加することにより、父親の育児に対する参加意識の向上を図ることができた。	
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症対策に伴い、入園式及び卒園式以外の行事を中止した。また、入園式及び卒園式についても保護者1名のみでの参加に制限を行い実施。	
子ども子育て事業課	事業目標	男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。	数値目標 土曜日開館児童館6館
	事業実績	全児童館土曜日開館した。	数値実績 土曜日開館児童館6館
	男女平等推進への効果	コロナ禍の中、安心して利用できるよう感染症対策を行い、土曜日は父親が子どもを連れて遊び場所として利用していた。リモートワークの環境となった家庭も多く、両親の息抜きにもなっていた。	
	新型コロナによる影響	4月～6月は休館した。開館後は消毒時間を確保するため、利用時間の制限を設けて開館した。	

人権平和課	事業 目標	・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値 目標	・ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者24人
	事業 実績	・11月に親子を対象とした家事・育児に関するワーク・ライフ・バランス講座を開催し、23人の参加があった。[事業No.1と同一講座]	数値 実績	・ワーク・ライフ・バランス講座1回(大人12人、子ども11人) 参加者23人 [事業No.1と同一講座]
	男女平等推進への効果	アンケートには「参加してよかった、役立つ情報が得られた」との感想がよせられ、父親の参加もあった。講座開催により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供することができた。[事業No.1と同一講座]		
	新型コロナによる影響	定員の削減		

### No.5 男性が家事・育児・介護に参画するための環境づくり

事業内容	<p>男性が積極的に家事・子育て・介護に携わることができるよう、講座の開催などをし、様々なスキルや支援の情報提供を行います。</p> <p>◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大</p> <p>◇料理や家事のスキルを学び生活自立のきっかけを作る講座の実施</p> <p>◇介護予防や老後の生活、介護負担についての講座の実施</p>			
子育て相談室	事業 目標	男性が積極的に育児に携わることができるよう父親向けのイベントなどを実施し、親子ひろば事業への父親利用拡大につなげていく。乳幼児を抱える保護者が集まるイベントなどで、親子ひろば事業や父親向けイベントの周知を図る。	数値 目標	土曜日実施親子ひろば事業実施箇所数 6箇所 親子ひろば事業父親利用延べ人数 1,000名 父親向けチラシ作成 年1回
	事業 実績	新型コロナウイルス感染症対策に伴い、親子ひろばにおけるイベント等が中止となったため、父親向けのイベントの開催ができなかった。人数や時間による制限があったことにより、両親で親子ひろば事業を利用することが難しかったことから、父親の利用は減少している。しかしながら、在宅勤務が多くなったこともあり、父親の利用が土曜に限らず、平日も見られるようになった。新型コロナウイルス感染症対策により、計画に掲げる事業が未実施であったり、目標値である人数を下回った。また、親子ひろば内で実施することで、その効果が図れるものであるため、ひろば内でのイベントの中止により、代替えができなかった。	数値 実績	土曜日実施親子ひろば事業実施箇所数 6箇所 親子ひろば事業父親利用延べ人数 901名 父親向けチラシ作成 年0回(保育展示会中止による)
	男女平等推進への効果	父親の利用割合が増加しており、男性が積極的に育児に携わることができるようになってきている。(参考 28年度 2.8%, 29年度 3.7%, 30年度 4.3%, 31年度 4.9%, R2年度 6.6%) 令和2年度は親子ひろばの開所日、実施回数が少ないにもかかわらず、父親の利用割合が増えており、育児に参画するための環境として親子ひろばが大きな役割を果たしている。		
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、一定期間、親子ひろば事業が休止となった。		
子ども子育て事業課	事業 目標	父親の育児参加を促し、子育て環境をより良いものにする。	数値 目標	親子参加行事実施回数 125回
	事業 実績	行事は実施できなかったため、日常運営の中で遊びの提供を行う。リモートワークや分散勤務の環境となった家庭が多く、平日でも父親が子どもを連れて利用することが多くなったため、子どもの成長や季節を感じてもらえる制作物を提供できた。	数値 実績	行事実施できなかったため、臨機応変に遊びの提供をした。
	男女平等推進への効果	平日でも父親が子どもを連れて遊び場所として利用していた。リモートワークの環境となった家庭も多く、両親の息抜きの場にもなっていた。		
	新型コロナによる影響	3密を避けるため、集客につながる行事は実施しなかった。		

高齢福祉課	事業 目標	地域包括支援センターにおいて、介護予防教室(転倒予防教室含む)を年1回以上実施し、介護予防に関する情報提供を行う。 家族介護者交流会等を通じて介護している方と交流することで、男女の別なく介護の心構えをもてるようにする。	数値 目標	介護予防教室と転倒予防教室を合わせて、各地域包括支援センターで年2回以上開催。
	事業 実績	・介護予防教室及び転倒予防教室では、男女の別に関係なく、介護予防の取り組みの必要性に気づき、地域の活動へ参加して介護予防を実践できるよう情報提供を行った。また、具体的な運動方法等、男性も興味を持ちやすい内容になるよう工夫した。 ・家族介護者交流会等を通じて、実際介護している方と交流することで、男女の別なく介護の心構えをもてるようになった。特に独居男性高齢者の孤立化防止等には意識して取り組んだ。	数値 実績	介護予防教室5回 転倒予防教室3回 家族介護者交流会14回
	男女平等推進への効果	介護の役割を担っている男性は増加しているが、家族や地域に助けを求められない傾向にある。教室等の機会を通じて、介護をオープンにできるように工夫して開催している。		
	新型コロナによる影響	公共施設閉館や高齢者施設における外部の受入制限により、各地域包括支援センターで開催する上記事業の実施が困難となり、数値目標を年1回以上に変更した。		
人権平和課	事業 目標	・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。	数値 目標	・ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者24人
	事業 実績	・11月に親子を対象とした家事・育児に関するワーク・ライフ・バランス講座を開催し、23人の参加があった。[事業No.4再掲]	数値 実績	・ワーク・ライフ・バランス講座1回(大人12人、子ども11人) 参加者23人[事業No.4再掲]
	男女平等推進への効果	アンケートには「参加してよかった、役立つ情報が得られた」との感想がよせられ、父親の参加もあった。講座開催により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供することができた。[事業No.4再掲]		
	新型コロナによる影響	定員の削減		

課題1 施策2 施策評価		
専門委員会	新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止や定員削減で、計画通りに事業を実施できなかった状況がある一方で、在宅勤務の普及により父親の利用が見られるようになった等の一面も見られる。コロナ禍でも効果的に事業を推進できるよう工夫し取り組まれない。	B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。 事業No.5高齢福祉課について、男性参加者数がわかるようにする等、記載を工夫されたい。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・健康推進課/オンラインを活用した事業実施に、継続して取り組まれない。 ・子育て相談室/親子ひろばでのイベント等は中止となっているが、父親の利用率は増加している。引き続き、父親の利用率向上に努められたい。 ・高齢福祉課/家族介護者交流会等への男性参加者数を把握されたい。また、男女平等推進への効果が明確でないため、男女平等推進に資する事業実施に取り組まれない。	B

### ■施策3 就労における男女平等の推進

No.6 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供			
事業内容	市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報の紹介などの情報提供をし、均等待遇に向けた事業者への理解を深めます。		
人権平和課	事業目標	・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等に対して啓発・情報提供を行う。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等による広報 1回
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業者向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】	数値実績 ・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 1回(HP)【事業No.3再掲】
	男女平等推進への効果	令和2年度は「一般事業主行動計画」策定に関する記事を市報掲載したが、令和2年度はHPのみであったため、市報と比較すると、HPでは市内事業者の目にとまる機会が少なく、啓発の効果は低かった。【事業No.3再掲】	
経済課	事業目標	・就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女雇用機会均等法に関する情報提供を行う。	数値目標 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を市内2か所に配架。労働セミナー1回開催。
	事業実績	・12月に就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都等関係機関とともに開催した。 ・男女雇用機会均等法に関する情報提供を行うことができた。	数値実績 ・11月に男女平等をテーマとしたセミナーを1回開催 ・市内2か所で情報紙「とうきょうの労働」を12回、男女雇用機会均等法に関するパンフレット等を1回配架。
	男女平等推進への効果	男女雇用平等に関するテーマを啓発することで、性別にかかわらず誰もが職場において、活動することについて考える機会を提供することができた。	
	新型コロナによる影響	男女平等をテーマとしたセミナーが1回中止となった。	

No.7 市の調達における男女平等推進事業評価制度の運用拡大の検討			
事業内容	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討します。		
契約管財課	事業目標	「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づき、対象案件について、男女平等及び男女共同参画への取組みについて評価する視点を盛り込み調達を行う。	数値目標 対象案件は、6件(予定)。
	事業実績	総合評価競争入札案件5件について、男女平等及び男女共同参画への取組みを評価項目として、育児休暇制度を設けている事業者への加点を行った。	数値実績 5件
	男女平等推進への効果	「男女平等及び男女共同参画への取組み」を評価項目とすることで、取組みを行っている事業者は加点により入札が有利となるため、事業者が取組みを進める契機となった。	
人権平和課	事業目標	・市内事業者に対し、市報・HP等で一般事業主行動計画の策定を呼びかける。	数値目標 ・市報・HP・ツイッター等による広報 1回
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業者向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】	数値実績 ・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 1回(HP)【事業No.3再掲】
	男女平等推進への効果	令和2年度は「一般事業主行動計画」策定に関する記事を市報掲載したが、令和2年度はHPのみであったため、市報と比較すると、HPでは市内事業者の目にとまる機会が少なく、啓発の効果は低かった。【事業No.3再掲】	

課題1 施策3 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	B

## 課題2 女性の活躍の場の拡大〔女性活躍推進計画〕

### ■施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

No.8 審議会等の委員における性による偏りの解消			
事業内容	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。		
政策経営課	事業目標	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないよう周知等を行い啓発に努める。また、市民参加の裾野の拡大に向け、無作為による附属機関等の公募委員候補者の登録制度の運用を新たに行う。(無作為抽出数800名を予定)	数値目標 附属機関の委員について、一方の性が原則として全体で4割を下回らない。
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成に向けて、関係各課に対し情報提供や啓発を継続して行った。また、これまでの実績の検証を行い、より実効性の高い運用とするため、令和3年3月に「国分寺市附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱」の一部を改正し、従前は男女の別なく先着による名簿登録順で委員候補者を紹介していたところ、所管課の依頼に基づき男女の別により候補者を紹介できるよう制度の見直しを行った。</li> <li>・毎年度当初に、「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」を发出していたが、令和2年度中に同通達と条例の解釈・運用通知の見直しを行い、令和3年度以降の新たな運用開始に向けた準備を行った。</li> <li>・上記の取組を行ったところではあるが、令和2年度中には当該取組の効果が表れず、結果として数値目標を達成できなかった。</li> </ul>	数値実績 [令和2年度実績] 附属機関の委員合計496人、うち男347人(約70%)、女149人(約30%)。【R3.4.1時点】
	男女平等推進への効果	参加率の低い性別の割合が平均して3割程度にとどまっている状況を鑑み、より実効性の高い運用を行うための準備を行うきっかけになった。	
人権平和課	事業目標	・審議会の男女比率を明らかにし、現状について各課に情報提供を行う。	数値目標 ・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回
	事業実績	・審議会等の委員データを整理し、男女比率を「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」へ掲載した。報告書は庁内や議員に配布し、審議会等の委員の現状を周知した。報告書が広く目に留まるよう、HPや庁内掲示板への掲載も行った。	数値実績 ・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回
	男女平等推進への効果	評価報告書の配布やHP掲載を行ったが、性の偏りの解消への効果につながったとは考えにくいいため、報告書発行だけではなく、啓発につながる取組が必要である。	



No.9 庁内の職員配置・管理職登用における積極的な女性の参画推進			
事業内容	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。		
職員課	事業目標	・部署ごとに職員の性別による偏りが無い職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。	数値目標 女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)
	事業実績	・人事異動においては、性別の偏りが無いよう職員配置を行った。 ・女性職員の昇任意欲の向上のため実施した「キャリアビジョン研修」について、研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、昇任意欲向上を促す効果があったと考えられる。	数値実績 令和3年1月に実施したキャリアビジョン研修は、12名の女性職員が受講した。
	男女平等推進への効果	性別の偏りが無い職員配置及び女性職員の昇任意欲の向上のための研修の実施により、昇任意欲向上及び男女平等推進への効果があった。	
人権平和課	事業目標	・女性の活躍に関する情報を市報や庁内掲示板に掲載し、意識啓発を行う。	数値目標 ・市報・HP・情報誌等による周知 1回
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間を周知するを市報・HP・ツイッターに掲載した。 ・「東京都女性活躍推進大賞」を庁内掲示板で周知した。	数値実績 ・市報・HP・情報誌等による周知4回 (市報・HP・ツイッター・庁内掲示板各1回)
	男女平等推進への効果	男女共同参画週間等の庁内周知を行ったが、周知にとどまっており、積極的な女性の参画推進への直接的な効果をあげることができていない。	

No.10 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進			
事業内容	防災計画策定や防災対策、災害時の情報収集・地域との連携を指揮する防災会議への女性の参画を促進します。避難訓練等や備蓄等の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、活動へのより多くの女性の参加を図ります。		
防災安全課	事業目標	・避難所運営運営に当たる職員(初動要員)について、各校に女性職員を任命する。 ・防災訓練や防災関係の会議等の政策・方針決定の場に、女性参加・参画を図る。	数値目標 初動要員女性配置校100%、 防災組織委員48.4%以上
	事業実績	初動要員については、女性職員を積極的に任命し、17校中16校に配置した。一方で、災害時の活動における体力的な必要性から一定数男性の任命も継続し、災害時の避難所運営における男女双方の視点の確保を図った。防災組織員数は、国分寺市民防災推進委員の男女比率を算定し、42.6%で数値目標に達成しなかった。なお、国分寺市防災会議委員は役職による委嘱であるため、女性の視点を取り入れるための取組は今後の課題である。	数値実績 初動要員は94.1%、防災組織委員数は42.6%でいずれも目標未達となった。
	男女平等推進への効果	各校初動要員に女性職員を配置することで男女双方の視点に配慮した避難所運営の体制づくりを推進している。また、防災まちづくり学校(令和2年度は中止)で多様性配慮の視点を入れた講座を取り入れ、男女共同参画の視点を持った防災リーダーの育成につなげている。	
	新型コロナによる影響	訓練や講座等が開催できなかったため、参加促進の機会が失われた。	

No.11 事業者等の方針立案・決定への女性の参画促進			
事業内容	市内企業に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における管理職等への女性の登用を推進します。		
人権平和課	事業目標	・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等においても女性管理職が増加するよう啓発を行う。	数値目標 市報・HP・情報誌等による周知 1回
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】	数値実績 市報・HP・情報誌等による周知 1回 (HP)
	男女平等推進への効果	令和2年度は「一般事業主行動計画」策定に関する記事を市報掲載したが、令和2年度はHPのみであったため、市報と比較すると、HPでは市内事業者の目にとまる機会が少なく、啓発の効果は低かった。【事業No.3再掲】	
経済課	事業目標	・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・女性活躍推進法に関する情報提供を行う。	数値目標 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。
	事業実績	・6月に女性活躍をテーマとしたセミナーを東京都等関係機関とともに開催した。 ・女性活躍推進法に関する情報提供を行うことができた。	数値実績 ・女性活躍をテーマとしたセミナーを1回開催 17名参加 ・情報紙「とうきょうの労働」を12回、女性活躍推進法に関するパンフレット等を7回配架。
	男女平等推進への効果	女性活躍に関するテーマを啓発することで、性別にかかわらずだれもが職場において活動することについて考える機会を提供することができた。	
	新型コロナによる影響	男女平等をテーマとしたセミナーが1回中止となった。	

課題2 施策1 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	B

## ■施策2 女性の就業支援

No.12 女性のキャリア支援			
事業内容	庁内における女性管理職の登用促進と並行して、キャリアプランの確立やマネジメント支援の推進などの登用された女性に対するサポートに取り組み、事業者等へもその取組を促します。		
職員課	事業目標	・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討	数値目標 女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)
	事業実績	・人事異動においては、性別の偏りがなく職員配置を行った。 ・女性職員の昇任意欲の向上のため実施した「キャリアビジョン研修」について、研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、昇任意欲向上を促す効果があったと考えられる。 [No.9再掲]	数値実績 令和3年1月に実施したキャリアビジョン研修は、12名の女性職員が受講した。 [No.9再掲]
	男女平等推進への効果	性別の偏りがなく職員配置及び女性職員の昇任意欲の向上のための研修の実施により、昇任意欲向上及び男女平等推進への効果があった。[No.9再掲]	
人権平和課	事業目標	・事業者に対し、登用された女性に対するサポートを促すための啓発を行う。	数値目標 ・市報・HP・情報誌等による周知 1回
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。[事業No.3再掲]	数値実績 市報・HP・情報誌等による周知 1回 (HP)
	男女平等推進への効果	令和2年度は「一般事業主行動計画」策定に関する記事を市報に掲載したが、令和2年度はHPのみであったため、市報と比較すると、HPでは市内事業者の目にとまる機会が少なく、啓発の効果は低かった。[事業No.3再掲]	
No.13 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援			
事業内容	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性の就業を支援するため、就業に役立つ情報の提供や就業体験等の講座を実施します。 就労支援地域連絡会では、労働に関係する関係機関が連携を図り、情報交換を行うことで就労支援ネットワーク化を推進します。また、起業を目指す人には学びの機会のほか、条件面の整備や財政面の支援策などについての情報を提供します。		
人権平和課	事業目標	・女性の就業支援事業を実施し、離職した女性の再就職をサポートする。	数値目標 ・女性の就業支援事業 参加者20人
	事業実績	・東京しごとセンター多摩と事務職への再就職を目指す女性を対象とした「女性再就職サポートプログラム」を共催した(年3回)。 ・女性の就業支援事業では、講座3回(自分に合った働き方を考える、ライフ&キャリアビジョンを描く、応募書類の書き方と面接対応のポイント)及び個別相談を実施した。	数値実績 ・女性再就職サポートプログラム 参加者37人 ・女性の就業支援事業 参加者24人
	男女平等推進への効果	女性の就業支援事業では、再就職への不安を払拭し、ブランクを前向きに捉える内容の講座を実施した。啓発的な内容だけではなく、履歴書の書き方や面接対策といった実践的な内容も取り入れた。参加者アンケートでは再就職への意欲が高まった、また参加したいとの感想が寄せられており、啓発の効果は高いと考える。	
	新型コロナによる影響	定員の削減、女性再就職サポートプログラム1回中止(東京しごとセンター多摩共催)	

経済課	事業 目標	・女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。 ・国分寺市就労支援地域連絡会を開催する。	数値 目標	情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。国分寺市就労支援地域連絡会を2回開催。
	事業 実績	・新型コロナウイルス感染拡大により子育てとの両立を目指す労働セミナーの会場開催を中止とし、代替措置を講じなかった。 ・女性を積極的に採用している各種企業の担当者との交流会を通じ、就業支援を行うことができた。 ・東京都が作成した情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)や子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援に関連したパンフレット等を庁内2か所に配架。 ・国分寺市就労支援地域連絡会を開催した。	数値 実績	・子育てとの両立を目指す労働セミナーが中止。 ・情報紙「とうきょうの労働」を12回、子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援に関連したパンフレット等を13回配架。
	男女平等推進への効果	パンフレット等を配架することにより、性別にかかわらず誰もが家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場において活動することを両立できるなど、子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援について考える機会を提供することができた。		
	新型コロナによる影響	子育てとの両立を目指す労働セミナーが中止となった。		

#### No.14 農業経営への男女共同参画

事業内容	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。			
経済課	事業 目標	家族経営協定制度について情報提供を行う。	数値 目標	家族経営協定に関するパンフレットの庁内配架及び市内農業者に配布する。
	事業 実績	家族経営協定に関するパンフレットを経済課窓口で配架した。また、同パンフレットをJA回覧で配布し、市内農家に制度周知した。	数値 実績	・常時配架(経済課窓口) ・年1回市内全農家(304部)に配布(12月15日号JA回覧)
	男女平等推進への効果	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性と、「家族経営協定」への関心を一定高めることができた。		

#### 課題2 施策2 施策評価

専門委員会	事業No.13経済課の数値実績について、「国分寺市就労支援地域連絡会を2回開催」という数値目標に対し、開催数が不明である。また、事業目標と事業実績の齟齬があるため、見直しを図られたい。	B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・職員課／キャリアビジョン研修の受講対象者数についても明記されたい。	B

### ■施策3 子育て・介護への支援

No.15 保育サービス・放課後の居場所の充実				
事業内容	子ども・子育て支援事業計画にのっとり保育所等の整備に取り組み、待機児童を解消するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を進めます。 放課後の子どもの居場所について、そのあり方、実施方法も含めて検討します。 ◇延長保育、病児・病後児保育、一時保育等の充実 ◇学童保育所の受入対象学年拡大・時間延長の検討			
子ども若者計画課	事業目標	保育所の待機児童解消に向け、民設民営保育所を整備する。 学童保育所の狭険状況解消に向け、民設民営学童保育所を整備する。	数値目標 民設民営保育所・民設民営学童保育所の整備 ・民設民営保育所 4施設を整備 276人の受入を確保 ・民設民営学童保育所 2施設を整備 80人の受入を確保	
	事業実績	保育所の待機児童解消に向け、民設民営保育所を整備した。 学童保育所の狭険状況解消に向け、民設民営学童保育所を整備した。	数値実績 民設民営保育所・民設民営学童保育所の整備 ・民設民営保育所 4施設を整備 288人の受入を確保 ・民設民営学童保育所 2施設を整備 78人の受入を確保	
	男女平等推進への効果	子どもが安全・安心に過ごせる環境を確保し、保護者が性別の区別や制約なく、子育てをしながら就労し、活躍できる社会を実現するための環境を整えることができた。		
子ども子育て事業課	事業目標	保育サービスの充実を図り、また多様化する保育ニーズへの対応を進める。	数値目標 公設学童保育所登録延べ人数13,300人/年	
	事業実績	保育ニーズが高い、学童保育所児童が安心して過ごせる放課後の居場所の拡大として、2小・5小地区学童保育所に新規施設を増設する保育環境の整備を行った。	数値実績 学童保育所登録人数13,208人	
		男女平等推進への効果	学童保育所施設の環境整備により、安心して預ける場所の拡充を行い、男女が共に安定して就労できる。	
		新型コロナによる影響	非常事態宣言発令時に家庭保育要請を行った。	
No.16 子育てに関する総合的な支援・相談の充実				
事業内容	相談や情報提供、交流の場、子ども連れで利用しやすい施設整備など、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり ◇「あかちゃんふらっと」等の整備・利用促進 ◇健康や発達などに関する情報提供・相談の充実 ◇児童虐待へのきめ細やかな対応			
子ども子育て事業課	事業目標	地域交流事業を行い、子どもや保護者同士の交流の場の提供や、事業を通じて育児相談等の支援を行う。また子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、児童虐待について適切な対応を図る。	数値目標 乳幼児対象行事実施回数 300回	
	事業実績	日常運営の中で遊びの提供を行った。リモートワークや分散勤務の環境となった家庭が多く、平日でも親子連れで利用することが多くなったため、子どもの成長や季節を感じてもらえる制作や遊びを提供できた。	数値実績 行事実施できなかったため、臨機応変に遊びの提供をした。	
		男女平等推進への効果	コロナ禍による家庭環境の変化により新たなストレスを抱える親も多く、児童館に来館した際、ストレス発散や互いに共感でき、リフレッシュできる場となっていた。	
		新型コロナによる影響	3密を避けるため、集客につながる行事の実施はしなかった。	

子育て相談室	事業目標	子育て家庭が気軽に交流でき、相談等できる場である親子ひろば事業の充実を図る。 地域で活動する子育て団体との連携を図り、地域の子育て支援の充実を図る。 子育てしやすい環境を整備するため、赤ちゃん・ふらっとの整備及び利用促進を図る。 会員数の増加を図ることで、地域の相互援助により安心して子育てを行うことができる環境づくりを推進する。他課社会参加事業と広報の連携を図り、広く周知ができています。	数値目標	利用者満足度(親子ひろば事業アンケート) 65%以上、親子ひろば事業実施日数 1,500日 子育て関係団体等とのネットワーク会議(国分寺子ども・子育て支援円卓会議)年12回開催 赤ちゃん・ふらっと整備数 35か所維持 援助会員講習会 年2回開催 親子ひろば・3~4箇月児健康診査における登録説明会 年20回開催 会員数 1,800人
	事業実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、6月より人数、時間を制限しながら、親子ひろば事業を実施した。3~4箇月児健康診査での広報が中止となったことにより、0歳児の保護者に対する広報が行えなかったが、市報やホームページ等での周知を図るとともに、他の事業や国分寺子ども・子育て支援円卓会議登録団体の協力を得ながら、広報に努めた。 子育て関係団体等とのネットワーク会議(国分寺子ども・子育て支援円卓会議)については、対面での実施ができないことが多かったため、オンラインを活用し、互いに情報交換できる場を確保した。	数値実績	親子ひろば事業 実施日数 1,410日、利用者満足度 66.8%、3~4箇月児健康診査での広報 0 子育て関係団体等とのネットワーク会議(国分寺子ども・子育て支援円卓会議) 10回開催 赤ちゃん・ふらっと整備数 35か所維持 ファミリーサポートセンター 援助会員講習会 2回、登録説明会 11回、会員数 1,578人
	男女平等推進への効果	相談や情報提供、交流の場、子ども連れで利用しやすい施設等を整備し、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりにつなげた。		
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、一定期間、親子ひろば事業が休止となった。また、感染症拡大防止のため、3~4箇月児健康診査における広報が中止となった。		

#### No.17 介護者への支援

事業内容	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。			
高齢福祉課	事業目標	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進める。	数値目標	介護保険制度パンフレット 3,500部 被保険者証パンフレット 2,400部 介護保険サービス事業者ガイドブック 2,800部
	事業実績	介護保険制度・介護保険サービス事業者の各ガイドブックを窓口等で配布、被保険者証パンフレットを被保険者証に同封し、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を行った。	数値実績	介護保険制度パンフレット 2,860部 被保険者証パンフレット 2,050部 介護保険サービス事業者ガイドブック 2,220部
	男女平等推進への効果	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくことについて、市民への理解促進を図った。		
	新型コロナによる影響	公共施設閉館等の影響により、配布部数が若干伸び悩んだ。		

No.18 介護に関する総合的な相談事業			
事業内容	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取組を進め、関係機関と連携し、適切に対応します。		
高齢福祉課	事業目標	地域包括支援センターや市の相談窓口における総合相談事業の中で、個別の状況に応じて介護や医療等の情報提供を行う。アウトリーチ活動の更なる充実に向けて、これまでの出張相談の形態にこだわることなく地域の状況に応じた企画や準備を各センターで協議のうえ実施する。 地域包括支援センターが主催する家族介護者交流会等においても介護に関する情報提供を行う。 高齢者虐待防止についても、研修等を通じて職員の意識を高める。	数値目標 アウトリーチ活動は、令和2年度は過渡期であり、創意工夫重視のため数値目標は設定せず。 家族介護者教室は、各地域包括支援センターで年2回以上開催。 高齢福祉課主催で、高齢者虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催。
	事業実績	・地域包括支援センターや市の相談窓口における個別の総合相談事業の中で介護や医療等の情報提供を行った。 ・家族介護者交流会の実施や出張相談においても介護に関する情報提供を行った。	数値実績 出張相談2回 相談者34名 高齢者虐待防止ネットワークに基づく実務者会議及び代表者会議各1回(新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催)
	男女平等推進への効果	地域の相談窓口として地域包括支援センターの周知が進み、相談対応力の向上も図られている。高齢者虐待に関しても、市や地域包括支援センター、関係機関との連携強化が図られている。	
	新型コロナによる影響	家族介護者交流会や出張相談が公共施設閉鎖等の影響で一部中止となった。	

課題2 施策3 施策評価		
専門委員会	No16子ども子育て事業課は、明確な数値目標に対して実績が数値化されていないため、数値実績を明記されたい。	B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・子ども若者計画課／保育所の受け入れ人数の拡大等による待機児童の解消についても取り組まれない。 ・子ども子育て事業課／男女平等推進への効果が明確でないため、男女平等推進に資する事業実施に取り組まれない。 ・高齢福祉課／パンフレットの配架等は実績であり効果ではない。事業実施による効果測定を行われたい。	B

■施策4 地域における男女共同参画

No.19 市民活動への支援			
事業内容	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男女が共に地域での活動に参加する機会をつくります。また、情報提供や、団体に対する活動の場の提供等の支援を行い、市民活動の活性化を図ります。		
公民館課	事業目標	地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。公共施設予約システムの完全実施を目指す。	数値目標 講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。講座終了後にグループ化した数(10グループ)
	事業実績	講座終了後にグループ化を進めたことで、全館で新たなグループが誕生し、継続した活動に繋がった。	数値実績 講座終了後にグループ化した数(8グループ)
	男女平等推進への効果	幼児のいる保護者向け講座から多くの講座が誕生しており、地域での男女平等の推進に効果があった。	
	新型コロナによる影響	中止や中断した講座が多く発生したため、グループ化にも影響があった。	
人権平和課	事業目標	・男女共同参画講座を開催する。 ・団体活動の場として、男女平等推進センターの施設貸出を行う。	数値目標 男女共同参画講座 参加者20人, 男女平等推進センターの施設貸出率 60%
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間や団体登録申請に合わせ、男女平等推進センターを紹介する記事を市報掲載した。 ・11月に親子を対象とした家事・育児に関するワーク・ライフ・バランス講座を開催し、23人の参加があった。[事業No.4再掲]	数値実績 ・男女共同参画講座(大人12人, 子ども11人) 参加者23人[事業No.4再掲] ・男女平等推進センターの施設貸出率 22.8%
	男女平等推進への効果	アンケートには「参加してよかった、役立つ情報が得られた」との感想がよせられ、父親の参加もあった。講座開催により、男女共同参画について考える機会を提供することができた。[事業No.4と同一の講座]	
	新型コロナによる影響	男女平等推進センターの休館に伴う貸出率の低下	
協働 コミュニティ課	事業目標	・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う。	数値目標 ・市民活動フェスティバルを実施する(年1回)。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う(市民活動センター登録団体数:157団体)。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う(市民活動センター会議室A利用率:65%)。
	事業実績	・市民活動に関する情報の収集及び提供を行った。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行った。	数値実績 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行った(市民活動センター登録団体数:127団体)。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行った(市民活動センター利用率 会議室A38.1%, 会議室B36.3%・印刷機利用件数157件)。※新型コロナウイルス感染症対策のため、施設の利用制限を行った。
	男女平等推進への効果	コロナ禍における制約の中ではあったが、情報の収集及び提供、活動の場及び設備の提供を行った。	
	新型コロナによる影響	・市民活動フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供については、国の緊急事態宣言及び市の公共施設再開フローに従い、施設の利用制限を行った。	



No.20 女性リーダーの育成				
事業内容	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。			
人権平和課	事業 目標	・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等においても女性管理職が増加するよう啓発を行う。	数値 目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回
	事業 実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】	数値 実績	市報・HP・情報誌等による周知 1回 (HP)
	男女平等推進への効果	令和2年度は「一般事業主行動計画」策定に関する記事を市報掲載したが、令和2年度はHPのみであったため、市報と比較すると、HPでは市内事業者の目にとまる機会が少なく、啓発の効果は低かった。【事業No.3再掲】		

課題2 施策4 施策評価	
専門委員会	B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。 B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 B

■施策5 生活の安定と自立の促進

No.21 高齢者・障害者への支援			
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。障害者総合支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。		
高齢福祉課	事業目標	国分寺市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、関係機関や地域住民とネットワークを構築し高齢者の暮らしを支援していく。	数値目標 地域ケア会議を3回、小地域ケア会議を東西で各3回、各種専門部会を3部会で各3回開催する。
	事業実績	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア会議に関連する各種会議を開催した。関係機関や地域住民とネットワークを構築し、高齢者が自分らしく住み慣れた地域で過ごせるように「自立支援」をテーマに協議を進め、地域包括ケアシステムの推進を図ることができた。	数値実績 地域ケア会議3回(うち1回書面開催) 各種専門部会(3部会)各2回(うち医療介護連携部会は1回書面開催) 小地域会議は対面式でのグループワーク中心で実施するため開催できなかったが、それに代わる取組として、民生委員にコロナ禍の活動状況を電話でヒアリングし、その結果とこれまでの小地域ケア会議の活動経過をまとめ、民生委員へ配布した。
	男女平等推進への効果	コロナ禍でも国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を工夫しながら実施しており、地域包括ケアシステムを推進している。	
	新型コロナによる影響	対面式でのグループワークを主とする小地域会議が開催できなかった。	
障害福祉課	事業目標	障害者の活躍の場の拡大や生活の安定と自立を促進するための支援を実施する。 ・地域活動支援センター I 型において、様々な相談を受け、受けられるサービスの情報提供を行う。 ・障害のある人が、能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられるようにするため、障害者就労支援センターの取組を改善し、充実させていく。	数値目標 ・地域活動支援センター I 型 相談支援実績:23,000件 ・障害者就労支援センター 就労支援実績:3,500件 生活支援実績:400件
	事業実績	障害者の活躍の場の拡大や生活の安定と自立を促進するための支援を実施した。 ・地域活動支援センター I 型において、様々な相談を受け、受けられるサービスの情報提供を行った。 ・障害者就労支援センターにおいて、企業実習先の開拓や市役所内実習対象者の拡大を実施し、障害者が能力や適性に応じて仕事に就けるような支援を充実させた。	数値実績 ・地域活動支援センター I 型 相談支援実績:22,908件 ・障害者就労支援センター 就労支援実績:3,707件 生活支援実績:636件
	男女平等推進への効果	地域活動支援センターを通じて、障害者等からの相談対応や、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るなど、障害者総合支援法に基づく多様なサービスを実施。また、障害者就労支援センターを通じて、障害者の能力や適性に応じた就労支援・生活支援等を行うとともに、障害者雇用の啓発活動等を実施。これらの取組により、障害者の生活の安定と自立の促進に資した。	
	新型コロナによる影響	障害者の雇用環境が悪化しており、障害者の採用活動の停止や人員削減を実施する企業が見受けられた。	

## No.22 ひとり親家庭の生活安定と自立支援

事業内容	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当, 医療費助成, 母子・父子福祉資金の貸付, 自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また, 就労相談を行い, 経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。		
生活福祉課	事業目標	母子及び父子・女性福祉資金貸付, ひとり親家庭自立支援給付事業を実施することにより, ひとり親家庭の自立のための支援を行う。	数値目標 国分寺市市報へ掲載(年1回), 児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付(年1回), ぶんバスつり広告(年1回)で, 事業周知を行う。
	事業実績	国分寺市市報へ掲載(年1回・10/15号), 児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付(年1回・8月), ぶんバスつり広告(年1回・12月)で, 事業周知を行った。併せて, 市民課で配布する離婚届にひとり親相談先のチラシを挟み継続支援のための事業周知を行った。	数値実績 母子及び父子・女性福祉資金貸付:33件 自立支援教育訓練給付金:1人, 高等職業訓練促進給付金:10人, 高等職業訓練修了支援給付金:4人 市民課でのチラシを持参し, 離婚相談に来所された方:2人
	男女平等推進への効果	母子・父子福祉資金の貸付, 自立支援給付金など, ひとり親家庭の父母ともに必要な方が利用できており効果的である。	
	新型コロナによる影響	母子及び父子・女性福祉資金貸付に関し, 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け収入が減少した方から, 償還猶予申請や償還方法の変更申請があった。	
子育て相談室	事業目標	ひとり親家庭の自立促進に向けて, 就労支援が必要な人にひとり親ホームヘルプサービスを利用できている。ホームページや児童扶養手当におけるチラシの封入など必要な人への普及啓発を図る。	数値目標 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者 年間13世帯
	事業実績	対象家庭と派遣時間数を拡充し, ホームページや市報, 市民課窓口掲示板などで事業の周知を図った。ひとり親家庭の自立促進に向けたサービスの利用が行えた。	数値実績 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者 年間13世帯
	男女平等推進への効果	ひとり親家庭の自立支援や生活の安定を図る事業として促進できている。	
	新型コロナによる影響	利用者の勤務状況や学校の状況に変化があり, 4月から6月は利用が激減した。	
子ども子育てサービス課	事業目標	ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について, ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し, 広く制度の周知を行うとともに, 市民課や生活福祉課, 子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより, 対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。	数値目標 毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握する。また, 窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い, 新規対象となる世帯への周知を行う。あわせて市報でも制度の周知を行う。
	事業実績	申請相談に対する適切な案内を行い, 各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行, 医療費の助成に繋げた。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが, 受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで, 相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また, 現況届時の生活福祉課との連携や, 申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。	数値実績 毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握した。また, 窓口説明用チラシによる情報提供, 市報にて年1回(4/15号)の各種制度の周知を行った。
	男女平等推進への効果	ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供することで一定の効果があったと考える。	
	新型コロナによる影響	ひとり親の相談申請件数が増加したと考える。	

No.23 外国人への情報提供			
事業内容	市内で生活する外国人に福祉・医療・教育等の情報や相談窓口の案内などについて分かりやすく、届きやすい情報提供をしていきます。		
人権平和課	事業 目標	・より多くの外国人市民に情報を提供する。・外国人市民に必要な支援を提供する。 そのための、庁内研修およびボランティア市民の人材育成を行う ・庁内および避難所等に通訳・翻訳機器の導入	数値 目標 「やさしい日本語」研修の参加者 30人 ボランティア育成関係研修の参加者 50人
	事業 実績	・特別定額給付金関係情報や市報記事(一部)を多言語化し、市ホームページに掲載。 ・庁内文書の多言語化(防災, 教育, 子育て, ごみ関係)。 ・庁内窓口と市立小中学校に音声翻訳機を配置。 ・やさしい日本語職員研修を実施 ・外国人生活相談窓口開設, 通訳・翻訳ボランティア, 日本語サポーター養成講座, Zoom使い方講座を開催(国際協会主催) ・外国籍等の児童・生徒のために日本語サポーターを派遣(国際協会)	数値 実績 「やさしい日本語」研修の参加者 22人 ボランティア育成関係研修の参加者 約100人
	男女平等推進への効果	外国人生活相談窓口開設し, 外国人に必要な情報提供を行い, 適切な相談先を紹介した。また, 教育や子育てに関連する文書を多言語化することで, 日本での暮らしに関する情報を得る機会を提供することができた。	
	新型コロナによる影響	新型コロナ関係の情報提供の必要性が高まった。	

課題2 施策5 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・各課共通/男女平等推進への効果が明確でないため, 男女平等推進に資する事業実施に取り組まれない。 ・生活福祉課/貸付及び給付金を必要とするひとり親家庭の把握に努められたい。	B

## ■施策6 生涯にわたる健康支援

No.24 性差や年代に応じた健康支援			
事業内容	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講座を開催するなど情報提供を行います。骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。		
健康推進課	事業目標	市報やHP、ポスター掲示等を行い、受診の必要性を周知。乳がん検診・子宮がん検診については、クーポン・個別勧奨を継続し、受診率向上を目指す。また、乳がん検診については今年度よりマンモグラフィ検診のみとなったことに加え、新たに土日に市役所・いずみプラザにて検診を受診できるようになったので丁寧な周知とともに受診率向上を目指す。骨粗しょう症予防のための栄養講座を実施。	数値目標 ・乳がん検診2,700人 ・子宮がん検診2,800人
	事業実績	・乳がん検診受診率:7.9% ・子宮がん検診受診率:6.6% ・市報やHP、ポスター掲示等を行い、受診の必要性を周知した。 ・乳がん検診・子宮がん検診については、クーポン・個別勧奨を継続して実施したほか、子宮がん検診については20~30代をターゲットとし勧奨を行い、若年層の受診率向上を図った。 ・骨粗しょう症予防のための栄養講座を実施した。	数値実績 ・乳がん検診受診者数1,919人 ・子宮がん検診受診者数2,145人 新型コロナウイルスの感染拡大により、乳がん検診(東京都がん検診センター)は4~7月、マンモグラフィ検診率は5月を中止とした。子宮がん検診は1回目の緊急事態宣言の期間中(令和2年4月7日~5月25日)を中止とした。
	男女平等推進への効果	女性の生涯にわたる健康づくり支援のため、乳がん検診・子宮がん検診事業、骨粗しょう症予防のための栄養講座を実施した。女性の健康増進に大きく影響する疾患について、普及啓発や予防活動の支援を実施した。	
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルスの感染拡大により、乳がん検診において東京都がん検診センターは4~7月、マンモグラフィ検診率は5月、子宮がん検診においては1回目の緊急事態宣言期間を中止としたことで受診者が例年より減少した。骨粗しょう症予防のための栄養講座については時期を延期し、託児保育は行わずに開催した。	

No.25 妊産婦への支援			
事業内容	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。		
健康推進課	事業目標	妊娠届・母子健康手帳交付した妊婦を対象に保健師等がゆりかごこくぶんじ面接を実施。妊娠前から乳幼児期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。	数値目標 ゆりかご・こくぶんじ面接率8割
	事業実績	妊娠前から乳幼児期にかけて、ゆりかご・こくぶんじ面接、妊婦訪問、産婦新生児訪問等をおして妊産婦・乳幼児の心身の健康の保持・増進を図った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、面接利用者に通常の育児パッケージに加えて、ギフトカードの配布を行った。その効果もあり、例年に比べ面接者数の増加につながった。	数値実績 妊娠届出数974人、ゆりかご・こくぶんじ面接1,054件(他市からの転入者、令和元年度妊娠届出者含む)(面接率108.2%)
	男女平等推進への効果	面接では、妊娠・出産・子育て期へと家庭環境が変化する中での家庭内での家事・育児の役割分担や、ワークライフバランスについて考える機会を提供しつつ、相談を受けることができた。	
	新型コロナによる影響	年度当初は感染予防のため対面面接を延期とした。その後、面接方法を対面に加えて、電話・オンラインでの面接を実施した結果、数値目標を達成した。	

課題2 施策6 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	B

### 課題3 男女平等意識の醸成

#### ■施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり

No.26 男女平等に関する情報・学習機会の提供			
事業内容	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 また、男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。		
人権平和課	事業目標	・男女共同参画推進に関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を年9回開催する。	数値目標 ・男女共同参画推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者250人以上
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】 ・年7回(うちDV関連2回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、111人の参加があった。(講座内容:やさしい日本語、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性視点の防災、ワーク・ライフ・バランス) ・男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」を2,200部発し、市内へ広く配架を行った。	数値実績 男女平等推進に関連する講座等7回及び女性就業支援事業 参加者111人
	男女平等推進への効果	参加者からのアンケートでは「とてもよかった」「よかった」の回答がほとんどであり、参加者にとって満足度の高い講座となったため、啓発の効果もあげられたと考える。	
	新型コロナによる影響	講座開催数及び定員の削減	
公民館課	事業目標	一人ひとりを大事にしなが、生き生きと暮らせる社会を目指すための学習会として、講座を開催する。 公民館主催事業の10の体系に基づき、様々な分野の学習機会の提供をする。 また、保育室活動を通して女性のエンパワーメントなどをテーマに講座を実施する。	数値目標 各公民館で、様々な講座を実施する。全館で150講座以上の実施。 各公民館で、子育てや自分の生き方を考え合う「幼い子のいる親のための教室」を実施。 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施する。
	事業実績	公民館全館で、公民館主催事業の10の体系に基づき、様々な分野の学習機会を提供できた。 公民館全館「で「幼い子のいる親のための教室」を実施した。 全館で子育て関連講座を実施した。	数値実績 多様な内容の講座実施数 91講座(本多15 恋ヶ窪11 光19 もとまち15 並木21) 「幼い子のいる親のための教室」の実施 5館(本多、恋ヶ窪、光、もとまち、並木) 保育や託児付きの子育て関連講座の実施回数 119回(本多21恋ヶ窪16光23 もとまち16並木15)
	男女平等推進への効果	コロナ禍であっても学びを継続できたり、参加者同士の関係を築いたりすることで、大人の学びを進め、男女平等推進を図ることができた。	
	新型コロナによる影響	中止や中断した講座が多く発生した。年度後半はオンラインを駆使して継続的に実施できたが、その場合は、託児や保育を実施することができなかった。	
子ども子育て事業課	事業目標	性別を意識しない教育環境を整える。	数値目標 環境整備のための職員間共通認識のための会議 1回
	事業実績	各施設のミーティング等で随時必要な対応方法や施設内掲示物について、情報共有を行った。	数値実績 全体会議開催はできなかったため、各施設のミーティングで実施した。
	男女平等推進への効果	職員同士気づいたことを情報共有することにより、日常的な保育対応での言葉かけについても意識して子どもに接することができた。	
	新型コロナによる影響	感染症対策のため全施設会議は必要最低限の会議開催しかできなかったため、事案に対して施設間の意見交換までできなかった。	

図書館課	事業 目標	関連図書の展示、関係資料の配布・掲示、ライツこくぶんじ情報の周知。	数値 目標	関連資料35冊の受入、関連図書150回の貸出
	事業 実績	6月に「男女共同参画週間」に伴う図書展示(10冊)、11月「女性に暴力をなくす運動」に伴う図書展示(24冊)を行った。図書館の役割として、適切な資料の収集・提供を、配架資料のバランスと利用者のニーズを踏まえ継続的に行った。	数値 実績	関連資料66冊の受入、関連資料の貸出317回
	男女平等推進への効果	図書館で資料の収集・提供をすることにより、市民がいつでも活用することができる。		
	新型コロナによる影響	休館や開館してもサービスに制限があったため、展示等ができないことがあった。また、休館の影響で貸出冊数そのものが減少している。		

市政戦略室	事業 目標	市民へ効果的に情報提供できるよう、市報を発行し、全戸配布する(24回発行)。	数値 目標	市報発行回数 24回
	事業 実績	令和2年度は全24回市報を発行し、全戸配布を行った。記事作成にあたり、男女平等の視点を持ち、文言の表現やイラストの選択などを行った。	数値 実績	全24回発行した。
	男女平等推進への効果	市の情報を掲載した市報を全24回発行・全戸配布し、市民の皆様にも平等に情報の提供ができた。記事の中にも男女共同参画に関連した記事やイベント等の案内を掲載し、男女平等に対する意識の醸成に一定程度効果があった。		

### No.27 国際社会における取組に関する情報の収集と提供

事業内容	男女平等社会実現の取組は、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の取組、生活様式の違いなどについて情報を収集し提供します。			
人権平和課	事業 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の文化や言語などについて学ぶ機会を提供する</li> <li>・外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。</li> </ul>	数値 目標	「やさしい日本語」研修の参加者 30人 ボランティア育成関係研修の参加者 50人[No.23掲載]
	事業 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金関係情報や市報記事(一部)を多言語化し、市ホームページに掲載。</li> <li>・庁内文書の多言語化(防災、教育、子育て、ごみ関係)。</li> <li>・庁内窓口と市立小中学校に音声翻訳機を配置。</li> <li>・やさしい日本語職員研修を実施</li> <li>・外国人生活相談窓口開設、通訳・翻訳ボランティア、日本語サポーター養成講座、Zoom使い方講座を開催(国際協会主催)</li> <li>・外国籍等の児童・生徒のために日本語サポーターを派遣(国際協会)</li> </ul> [No.23掲載] 加えて、国際理解講座(1回)、日本語教室(昼、夜)、英会話教室、中国語講座、外国人ママさんのおしゃべりサロン等を国際協会です実施。(一部オンライン開催)マリオン市の学校と一中の手紙交流に協力。	数値 実績	「やさしい日本語」研修の参加者 22人 ボランティア育成関係研修の参加者 約100人 [No.23掲載]
	男女平等推進への効果	子育てをする外国人との交流や日本語教室などを行うことで、婚姻や夫の仕事の都合等で来日した女性や子どもの孤立を防ぎ、また、国際交流イベントや学校間の交流を通じて、他国の文化や言語を学び、多様性を尊重する意識を醸成することができた。		
	新型コロナによる影響	イベントや講座の会場や参加人数に制限があり、予定通りの開催が難しかったが、可能な限りオンラインを活用して実施した。		

No.28 職員の男女平等意識の推進			
事業内容	職員の男女平等意識やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、職員研修や意識啓発を実施します。意識啓発とともに意識の実態把握を図ります。		
職員課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。</li> <li>東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。</li> <li>ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知</li> </ul>	数値目標 ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスの意識啓発を図るため、令和3年2月に「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施した。</li> <li>令和2年10月及び令和3年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣した。</li> <li>「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)をイントラネット掲示板に掲示し、休暇制度の周知を図った。</li> </ul>	数値実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス研修:14名(男性7名・女性7名)受講</li> <li>東京都市町村職員研修所「男女共同参画社会」研修:13名(男性5名・女性8名)受講</li> <li>上記研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、88%が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、男女共同参画に関する意識啓発に効果があったと考えられる。</li> </ul>
	男女平等推進への効果	ワークライフバランスの意識啓発を図る研修等の実施及び育児休暇制度等についての冊子周知により、男女共同参画に関する意識啓発及び男女平等推進への効果があった。	
人権平和課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、男女共同参画意識を持つことの重要性を伝える。</li> <li>職員も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催する。</li> </ul>	数値目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回</li> <li>職員も参加できるワーク・ライフ・バランス講座の開催 1回</li> </ul>
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ制度導入に伴う職員説明会及び職員研修において、性的指向・性自認に関する差別や偏見の根底にはジェンダー意識があることを伝えた。</li> <li>ワーク・ライフ・バランス講座は定員を削減しての実施であったため、市民からの申込により定員に達し、職員からの申込はなかった。[事業No.2再掲]</li> </ul>	数値実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ制度導入に伴う職員説明会及び職員研修 4回(説明会3回,研修1回,参加者計87人)</li> <li>ワーク・ライフ・バランス講座 1回[事業No.1と同一講座]</li> </ul>
	男女平等推進への効果	パートナーシップ制度説明会や職員研修には多数の参加があり、アンケートにおいても内容を高く評価されており、理解が深まったとの感想も多数寄せられたことから、意識啓発の効果は高かったと考える。	
	新型コロナによる影響	新任職員研修及び広報連絡員会議の中止	

課題3 施策1 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	B



■施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

No.29 ジェンダーについての理解促進			
事業内容	ジェンダーによる固定的な役割分担の解消に向け、講座などでの用語解説や広報・情報誌などを通じた情報発信などジェンダーについて理解を深めるための取組を行います。		
人権平和課	事業 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任職員研修や広報連絡員会議へ参加し、ジェンダー解消に向けた情報発信を行う。</li> <li>・ジェンダーをテーマとした講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。</li> </ul>	数値 目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回</li> <li>・ジェンダー講座 1回 20人</li> </ul>
	事業 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度導入に伴う職員説明会及び職員研修において、性的指向・性自認に関する差別や偏見の根底にはジェンダー意識があることを伝えた。[事業No.28再掲]</li> <li>・多様な性をテーマとしたオンライン講座を開催し、ジェンダーについても内容に盛り込んだ。</li> </ul>	数値 実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度導入に伴う職員説明会及び職員研修 4回(説明会3回, 研修1回, 参加者計87人)[事業No.28再掲]</li> <li>・多様な性をテーマとしたオンライン講座 申込者110人(再生回数214回)</li> </ul>
	男女平等推進への効果	職員研修及び市民講座の参加者アンケートでは、いずれも内容を高く評価されており、理解が深まったとの感想が多数寄せられた。また、多様な性講座を会場開催からオンライン開催に変更したことで、講座参加への利便性が高まり、会場開催時の定員90人を上回る申込110人の申込があり、広く啓発を行うことができた。	
	新型コロナによる影響	新任職員研修及び広報連絡員会議の中止	

課題3 施策2 施策評価		
専門委員会	講座をオンライン開催に切り替え、多数の参加があったことは、職員及び市民の意識啓発への意義があると考えられる。継続して取り組まれない。	A
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	A
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	A

### ■施策3 男女平等事例の見える化

No.30 男女平等社会の事例明示			
事業内容	どのような状態が男女平等なのかを、市報やホームページなどで紹介し、気づきや意識向上を図ります。男女平等推進に関する様々なデータ等を活用します。		
人権平和課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等の視点による表現のガイドライン」を活用する。</li> <li>・「男女平等推進行動計画評価報告書」を発行し、計画の進捗状況について情報提供を行う。</li> </ul>	数値目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回</li> <li>・「男女平等推進行動計画評価報告書」の発行 1回</li> </ul>
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度導入に伴う職員研修において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し活用を伝えた。</li> <li>・審議会等の委員データを整理し、男女比率を「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」へ掲載した。報告書は庁内や議員に配布し、審議会等の委員の現状を周知した。報告書が広く目に留まるよう、HPや庁内掲示板への掲載も行った。[事業No.8再掲]</li> </ul>	数値実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度導入に伴う職員研修 1回(36人)[事業No.28と同一の研修]</li> <li>・「男女平等推進行動計画評価報告書」の発行 1回[事業No.8再掲]</li> </ul>
	男女平等推進への効果	職員研修時にガイドラインを配布し説明を行ったことで、参加職員への意識啓発を行うことができた。	
新型コロナによる影響	新任職員研修及び広報連絡員会議の中止		

No.31 男女平等に関する市民意識・実態調査			
事業内容	計画の改定や推進状況の確認を要するときなど、必要に応じて調査を行い、市民の意識や実態を把握します。		
人権平和課	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査を実施し、計画の中間目標の達成状況を把握する。</li> <li>・市民意識・実態調査の結果を鑑み、計画の見直しを行う。</li> </ul>	数値目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査の実施 1回</li> </ul>
	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査を実施した。3,000件送付し、1,006件(33.5%)の回答があった。</li> <li>・「男女平等推進行動計画評価報告書」に中間目標の達成状況を掲載した。</li> <li>・調査結果や中間目標達成状況等を鑑み、計画の施策事業見直しを行った。</li> </ul>	数値実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識・実態調査の実施 1回(令和2年8～9月実施)</li> </ul>
	男女平等推進への効果	意識調査票の回収については、従来の郵送に加え、webによる受付も行ったことにより、回収率は30%を超えることができた。調査実施によって市民の男女平等に関する意識を把握し、結果をふまえて、計画の前期4年間を振り返るとともに、後期4年間に向けた施策事業見直しを行った。	

課題3 施策3 施策評価		
専門委員会	市民意識・実態調査や施策事業見直しを実施できたことで、男女平等推進に対する今後の取組への大きな一歩となった。今後も必要に応じ状況の確認や情報提供等を実施し、見える化を行うことで、他事業含む取組全体の推進につなげられたい。	B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・人権平和課/情報提供に際しては、見やすさ・わかりやすさに配慮した見える化に取り組みたい。	B

## ■施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

No.32 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供			
事業内容	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組を行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。		
人権平和課	事業目標	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座開催等の啓発を行う。 ・パートナーシップ制度を導入し、多様な性についての理解促進を図る。	数値目標 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 1回 20人 ・パートナーシップ制度の周知 3回
	事業実績	・子どもと保護者を対象としたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、性についての知識や自身の心からだを大切にすること等を伝えた。 ・パートナーシップ制度導入に伴う職員説明会及び職員研修において、性的指向・性自認に関する差別や偏見の根底にはジェンダー意識があることを伝えた。[事業No.28と同一研修] ・多様な性をテーマとしたオンライン講座を開催し、自身の心からだを大切にすることについても内容に盛り込んだ。[事業No.29と同一講座]	数値実績 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 1回 20人(保護者9人, 子11人) ・パートナーシップ制度導入に伴う職員説明会及び職員研修 4回(説明会3回, 研修1回, 参加者計87人)[事業No.28と同一研修] ・パートナーシップ制度の周知 15回(職員説明会・研修4回, 市民講座1回, 市報掲載・HP・ツイッター・デジタルサイネージ等6回, チラシ配布2回, 国分寺マルイでの展示等2回)
	男女平等推進への効果	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座やパートナーシップ制度導入に伴う職員研修・市民講座のアンケートでは、内容を高く評価されている。パートナーシップ制度については、国分寺マルイと連携した冊子配布や展示により、多くの市民に周知することができた。また、多様な性講座については、オンラインに切り替えたことで、多くの方に申し込まれ、200回を超える視聴数となった。	
	新型コロナによる影響	定員の削減	
子ども子育て事業課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことにより、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 30回
	事業実績	マスク着用やソーシャルディスタンスの呼びかけなどにより、相手への思いやりや距離の取り方など、感染症対策を通して、利用者の意識が高まった。	数値実績 行事実施できなかったため、臨機応変に遊びの提供や啓発提供をした。
	男女平等推進への効果	マスク着用の有無等で疑問点を持つ子どももおり、周りにいる児童の様々な姿と接する中で、理解していく過程がみられた。	
	新型コロナによる影響	4月～6月は休館した。開館後は消毒時間を確保するため、利用時間の制限を設けて開館した。7月～3月の開館期間、併設館においては午後の開館時間制限により小中高生の利用が減少した。	
学校指導課	事業目標	東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市立小・中学校全校が、人権教育全体計画及び年間計画を作成し、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」を活用しながら、計画的に指導を行った。 性教育については、保健体育の授業等において、学習指導要領の範囲内で適切に指導が行われた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	性を理解し、尊重するための学習機会の提供が確実に行われた。	

No.33 HIVや性感染症などに関する情報提供			
事業内容	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため、市ホームページでの広報や小・中学校の学習指導における取組を通じて積極的に情報提供を行います。		
人権平和課	事業 目標	・講座や市報・ホームページ等で、HIVや性感染症についての情報提供を行い、正しい知識の普及を図る。 ・HIVへの理解促進のためのリーフレットを配架し、情報提供を行う。	数値 目標 ・市報・HP・情報誌等による周知 1回
	事業 実績	・市報・HP・ツイッターで、11月16日～12月15日の東京都エイズ予防月間を周知した。 ・HIVに関するリーフレットを男女平等推進センターへ配架した。	数値 実績 ・市報・HP・情報誌等による周知 4回(市報・HP・ツイッター・リーフレット配架)
	男女平等推進への効果	エイズ予防月間の周知やリーフレット配架のみであったため、啓発の効果は低かった。正しい知識を普及するための効果的な取組について検討する必要がある。	
健康推進課	事業 目標	HIV・性感染症の知識について、市ホームページや市報、リーフレット、保健師の出前講座などにより普及啓発を図る。	数値 目標 HIV・性感染症の知識について、市ホームページや市報、リーフレット、保健師の出前講座などにより普及啓発を図る。
	事業 実績	保健所より定期的に提供される性感染症のリーフレットを活用し情報提供を行った。HIV・性感染症に関する出前講座は0件であった。HIVや性感染症への関心を高める方法を検討する必要がある。	数値 実績 令和2年11月16日～令和2年12月15日の東京都エイズ予防月間に性感染症予防啓発のコーナーを設置。令和3年3月1日～令和3年3月8日の女性の健康週間には、乳がん検診・子宮がん検診の啓発とともに性感染症のリーフレットをコーナーに配置した。
	男女平等推進への効果	東京都エイズ予防月間や女性の健康週間などの存在を周知するとともに、性感染症に関心を向けるきっかけとした。出前講座のニーズがなく、HIVや性感染症への関心を高める効果的は低かったと考えられる。	
学校指導課	事業 目標	学習指導要領に示されたHIVや性感染症などに関する学習指導を通じて、各校における指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図る。	数値 目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	学習指導要領に示されたHIVや性感染症などに関する学習において、各校が指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図った。	数値 実績 市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	HIVや性感染症などに関する学習が適切に行われた。	

課題3 施策4 施策評価		
専門委員会	新型コロナウイルス感染症により、事業の一部に影響が出たものの、計画に基づき取組を推進している。教育の場における男女平等推進の役割は大きいと思われるので、様々な状況下があると思うが、男女平等推進につながるよう、引き続き工夫して取り組まれない。 No.33健康推進課について、事業実績の記載がない。実績を明記されたい。	B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	B

## 課題4 男女平等教育の充実

### ■施策1 学校における人権・男女平等教育の充実

No.34 男女平等の視点をふまえた教育活動の推進			
事業内容	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。		
学校指導課	事業目標	人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市立小・中学校全校が、人権教育全体計画及び年間計画に基づいて、計画的に指導を行った。 人権教育推進委員会では、授業研究を通して、実践的な研究を行うとともに、その内容をリーフレットにまとめ、全教員に配布し、周知を図った。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	各学校の人権教育全体計画に基づき、児童・生徒の人権意識の高揚を図った。	

No.35 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導			
事業内容	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。		
学校指導課	事業目標	文部科学省の「キャリア教育の手引き」に基づき、市立小・中学校がキャリア教育全体計画を作成する。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育むなど、育成すべき資質・能力を明確にして計画的にキャリア教育を推進する。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市立小・中学校全校がキャリア教育全体計画を作成し、計画的にキャリア教育に取り組んだ。 中学校では職場体験が中止となったが、他の学習活動を通して、必要な資質・能力の育成に努めた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	新型コロナウイルス感染症により、一部実施できない取組もあったが、教育活動全体を通して、計画に基づく活動を行うことができた。	
	新型コロナによる影響	中学校の職場体験は中止とした。	

No.36 教職員への男女平等教育研修の実施			
事業内容	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。		
学校指導課	事業目標	服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して男女平等を推進し、教育現場における教職員の性別に関する慣行を中立なものとする。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	市立小・中学校全校で、服務事故防止研修を年2回実施した。その際、「人権教育プログラム」等を活用し、具体的な事例を通して、教職員の意識向上を図った。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	研修を通して、教職員の意識向上を図ることができた。	

### No.37 児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発

<b>事業内容</b>	男女平等推進センターに集まる情報や、男女平等推進センターが作成した啓発用資料などを児童・生徒向け、教職員向けに整理して提供し、男女平等意識を啓発します。		
<b>人権平和課</b>	事業 目標	・市内都立高校等へのリーフレット配布等により、若年層への男女共同参画意識の啓発を行う。	数値 目標 ・市内都立高校等へのリーフレット配布 1,000部
	事業 実績	・市内都立高校等へデートDV防止リーフレットの配布を行った。 ・デートDV防止を扱ったリーフレットではあるが、性別に囚われず、自分の気持ちを大切にすることを伝える内容となっており、男女平等意識の醸成につながるものとなった。	数値 実績 ・市内都立高校等へのリーフレット配布 1,860部(都内都立・私立高校, 専門学校, 市内大学及び近隣大学)
	男女平等推進への効果	高校については、クラスごとに個別配布したため、生徒が目を通す可能性は高く、啓発の効果が見込まれる。デートDV防止を扱ったリーフレットではあるが、性別に囚われず、自分の気持ちを大切にすることを伝える内容となっており、男女共同参画等意識の醸成につながった。	

### 課題4 施策1 施策評価

<b>専門委員会</b>		<b>B</b>
<b>推進協議会</b>	専門委員会の評価のとおりとする。	<b>B</b>
<b>推進委員会</b>	推進協議会の評価のとおりとする。 ・各課共通／啓発や意識向上を行った結果, どのような効果があったのかを把握するよう努められたい。	<b>B</b>

## 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

### ■施策1 「男女平等推進センター」の活用促進

No.38 男女平等推進施策の拠点機能の強化			
事業内容	男女平等社会実現のための情報の集約・発信機能や啓発活動、講座・講演会の企画・実施、相談業務など市民に身近な拠点として、「男女平等推進センター」の機能を強化します。 啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等との連携により、より多くの市民に情報を届けられるよう取組を進めます。		
人権平和課	事業目標	・男女平等推進センターに関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・男女平等推進に関連する講座等を年9回及び女性の就業支援事業を開催する。 ・より多くの方が参加できるよう、他の公共機関等で講座を開催する。	数値目標 男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者250人以上
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】 ・年7回(うちDV関連2回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、111人の参加があった。(講座内容:やさしい日本語、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性視点の防災、ワーク・ライフ・バランス) ・男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」を2,200部発し、市内へ広く配架を行った。【事業No.26再掲】	数値実績 男女平等推進に関連する講座等7回及び女性就業支援事業 参加者111人 【事業No.26再掲】
	男女平等推進への効果	参加者からのアンケートでは「とてもよかった」「よかった」の回答がほとんどであり、参加者にとって満足度の高い講座となったため、啓発の効果もあげられたと考える。	
	新型コロナによる影響	講座開催数及び定員の削減	

No.39 男女平等推進センターの周知と講座・講演会などの実施			
事業内容	多くの市民が集い、男女平等について自ら学び、考え、広めていくことができるよう「男女平等推進センター」の周知を図ります。		
人権平和課	事業目標	・男女平等推進センターに関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・男女平等推進に関連する講座等を年9回及び女性の就業支援事業を開催する。 ・より多くの方が参加できるよう、他の公共機関等で講座を開催する。	数値目標 男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者250人以上
	事業実績	・6月23～29日の男女共同参画週間に合わせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事をHPに掲載した。【事業No.3再掲】 ・年7回(うちDV関連2回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、111人の参加があった。(講座内容:やさしい日本語、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性視点の防災、ワーク・ライフ・バランス) ・男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」を2,200部発し、市内へ広く配架を行った。【事業No.26再掲】	数値実績 男女平等推進に関連する講座等7回及び女性就業支援事業 参加者111人 【事業No.26再掲】
	男女平等推進への効果	参加者からのアンケートでは「とてもよかった」「よかった」の回答がほとんどであり、参加者にとって満足度の高い講座となったため、啓発の効果もあげられたと考える。	
	新型コロナによる影響	講座開催数及び定員の削減	

## 課題5 施策1 施策評価

専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	B

## ■施策2 男女の人権に配慮した表現の推進

No.40 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実			
事業内容	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。		
人権平和課	事業目標	・メディア・リテラシーに関する講座の開催や情報提供を行う。	数値目標 ・メディア・リテラシー講座の開催や情報提供 1回
	事業実績	・パートナーシップ制度導入に伴う職員研修において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し活用を伝えた。[事業No.30再掲] ・インターネットを悪用した人権侵害をなくすよう呼びかけるページをHPに新規作成した。	数値実績 ・メディア・リテラシー講座の開催や情報提供 2回(職員研修, HP)
	男女平等推進への効果	「男女平等の視点によるガイドライン」を紹介し、メディアにはジェンダーを助長するような表現が溢れており、無意識のうちに影響を受けてしまうことを伝えることができた。	
	新型コロナによる影響	新任職員研修及び広報連絡員会議の中止	
公民館課	事業目標	メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。	数値目標 メディア・リテラシーを学ぶ講座を実施する。(2講座以上)
	事業実績	メディア・リテラシーをテーマにした講座を恋ヶ窪公民館及び並木公民館で実施した。	数値実績 2講座実施
	男女平等推進への効果	男女ともに巻き込んだ太平洋戦争に関するメディア講座を子ども向けに実施するなど将来も見据えた男女平等推進に効果があった。	
	新型コロナによる影響	講座の日程を変更して緊急事態宣言解除後に実施した。	
学校指導課	事業目標	情報教育を推進し、児童・生徒における情報活用の実践力の向上を促すことと並行して、情報社会に参画する態度を育成し、メディア・リテラシーを育む。	数値目標 市立小・中学校15校全校で実施
	事業実績	地域・保護者を対象とした情報モラル研修会は中止としたが、GIGAスクール構想の導入に伴い、情報教育推進委員会の教員を対象とした研修は実施した。年度末までに、情報教育推進委員会が示した原案を基に、各校でタブレット活用のルールを作成することができた。 また、東京都教育委員会作成の「SNS東京ノート」を活用した授業や特別の教科 道徳の授業等を通して、情報モラルに関する指導も行われた。	数値実績 市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	感染対策を徹底しながら、メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実を図ることができた。	
	新型コロナによる影響	保護者や地域の方々を招いた情報モラル研修会は中止とした。	



No.41 男女平等視点による表現の推進			
事業内容	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。		
市政戦略室	事業目標	「男女平等の視点による表現のガイドライン」に基づき、市報の編集・発行(24回発行)及びSNS等での発信を行う。また、各課の広報連絡員に同ガイドラインを周知する機会を設ける(1回)。	数値目標 市報発行24回、広報連絡員への周知1回
	事業実績	令和2年度は全24回市報を発行し、全戸配布を行った。記事作成にあたり、男女平等の視点を持ち編集業務を行った。また、SNSでも男女平等に関連するツイートの広報(リツイート)を行った。「男女平等の視点による表現のガイドライン」の周知については、例年広報連絡員会議において実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議が開催できず、市報作成時の表現チェックを行うに留まった。	数値実績 市報発行24回、広報連絡員への周知実施せず
	男女平等推進への効果	市の情報を掲載した市報を全24回発行・全戸配布し、市民の皆様にも平等に情報の提供ができた。記事の中にも男女共同参画に関連した記事やイベント等の案内を掲載し、男女平等に対する意識の醸成に一定程度効果があった。	
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広報連絡員会議の開催ができなかった。	
人権平和課	事業目標	・「男女平等の視点による表現のガイドライン」を周知し、ジェンダーにとられない表現を心がけるよう周知する。	数値目標 ・市報・HP・情報誌等による周知 1回
	事業実績	・パートナーシップ制度導入に伴う職員研修において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し活用を伝えた。[事業No.30再掲] ・インターネットを悪用した人権侵害をなくすよう呼びかけるページをHPに新規作成した。[事業No.40再掲]	数値実績 ・市報・HP・情報誌等による周知 2回(職員研修, HP)
	男女平等推進への効果	「男女平等の視点によるガイドライン」を紹介し、メディアにはジェンダーを助長するような表現が溢れており、無意識のうちに影響を受けてしまうことを伝えることができた。また、研修においてもジェンダー意識が性的マイノリティの方への差別・偏見につながることを講師にお話いただき、ジェンダーバイアスや先入観に気付くことができたとの感想も寄せられたことから、一定の効果があったと考える。	
	新型コロナによる影響	新任職員研修及び広報連絡員会議の中止	
公民館課	事業目標	公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。	数値目標 「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認する機会を年1回必ず実施し、周知を図る。
	事業実績	公民館だより「けやきの樹」の編集会議の中で、「人権講座LGBT」や「幼い子のいる親のための教室」、「子育て関連講座」の記事を作成する際に、人権を尊重した表現に注意して編集を行った。編集会議において十分議論しジェンダーにとらわれず、人権を尊重しできた。	数値実績 けやきの樹の編集時に「男女平等の視点による表現のガイドライン」を確認しつつ、紙面構成を行った(12回)
	男女平等推進への効果	人権を尊重した表記を徹底することで、講座に参加しやすい環境を整備することで男女共同参画推進の効果があった。	
課題5 施策2 施策評価			
専門委員会			B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。		B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・人権平和課/「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用が関係機関においても徹底されるよう、より一層の周知啓発に取り組みたい。 ・公民館課/メディア・リテラシー講座の開催数に加え、参加者数についても明記されたい。		B

## 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

### ■施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

No.42 相談事業の充実			
事業内容	男女平等推進センターの相談事業を窓口としてDVIについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVIに関する相談先について周知を行います。庁内外での研修機会を捉え、相談員のスキル向上を図ります。		
人権平和課	事業目標	・DV相談窓口を周知するとともに、各種研修に参加し、相談員のスキルアップを図る。	数値目標 ・DV研修への出席 3回
	事業実績	・HP及びツイッターを活用し、相談窓口の周知を行い新たにメール相談を実施して対応した。 ・オンラインによる研修や緊急事態宣言解除期間に開催された対面での研修に積極的に参加し、スキルアップすることができた。	数値実績 ・東京ウィメンズプラザ開催の研修には毎月1回(緊急事態宣言解除中)、3回以上参加した。
	男女平等推進への効果	コロナ禍により対面相談の休止中も電話やメールによる相談で対応し、各種研修等で得た知識や情報により相談者に負担をかけないよう努めながら関係機関につなぐなどDV防止及び支援を行うことができた。	
	新型コロナによる影響	市内団体の活動が制限されていたため関係団体や大学等へのDVリーフレット配布できなかったが、HPやツイッターの活用及び当課主催講座のチラシ裏に相談窓口を掲載して配架するなど周知に努めた。	
No.43 「DV防止連絡会」による庁内連携の強化と二次被害の防止			
事業内容	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化と二次被害の防止、被害者の手続負担軽減を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。		
人権平和課	事業目標	・DV防止連絡会、男女平等に関する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。	数値目標 ・DV防止連絡会の開催 3回 ・男女平等に関する相談事業担当者情報交換会 1回
	事業実績	・コロナ禍での開催のため、開催方法を検討しDV防止連絡会を男女平等に関する相談事業担当者情報交換会を同時開催して関係機関との連携を図り、庁内での相談対応について意見交換するなど連携に努めた。	数値実績 ・DV防止連絡会の開催 2回 (内1回は男女平等に関する相談事業担当者情報交換会と同時開催で開催した)
	男女平等推進への効果	コロナ禍における相談傾向や対応について、所管課と情報交換を行いDV相談についての連携方法の見直しを図るなど相談者に負担をかけず迅速に対応するための体制強化を行った。	
	新型コロナによる影響	DV防止連絡会の開催は2回となったが、連絡会以外でも所管課と情報交換を行い対応に努めた。	
No.44 庁外の関係機関との連携強化			
事業内容	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。		
人権平和課	事業目標	・DV防止連絡会、男女平等に関する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。	数値目標 ・DV防止連絡会の開催 3回 ・男女平等に関する相談事業担当者情報交換会 1回
	事業実績	・小金井警察署は情報交換会及び担当課等と連絡を取り合い、連携強化を図ることができた。 ・民生委員、児童委員などの福祉関係者に対し、担当課を介して連携することができた。	数値実績 ・DV防止連絡会の開催 2回 (内1回は男女平等に関する相談事業担当者情報交換会と同時開催で開催した)
	男女平等推進への効果	情報交換会において関係機関のコロナ禍の相談傾向等を把握し、各機関の対応について確認を行い、被害者や相談者の負担をできるだけ減らし迅速な対応や支援を行うよう努めた。また、民生委員、児童委員とも情報交換を行い協議しながら対応を行った。	
	新型コロナによる影響	DV防止連絡会の開催は2回となったが、連絡会以外でも所管課と情報交換を行い対応に努めた。	

No.45 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化

<b>事業内容</b>		児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	
<b>子育て相談室</b>	<b>事業目標</b>	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会において、特定妊婦・要保護児童全ケースの方針検討が行えている。個別ケース検討会議にて関係機関と密な連携が行えている。	数値目標 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会 年5回実施
	<b>事業実績</b>	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会において、委員やアドバイザーの意見を聞きながら、全ケースの方針検討を行うことができた。また、個別ケース検討会議の実施により、各ケースの役割分担や方針検討の実施が行えた。コロナ禍の中、顔を合わせての会議が困難なときは電話にて密な関係機関連携を実施した。	数値実績 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会 年4回実施
	<b>男女平等推進への効果</b>	要保護児童対策地域協議会を通して、関係機関との密な連携を図ることで、児童や家庭へ虐待予防支援を行うことができ、児童の安全に努めることができた。	
	<b>新型コロナによる影響</b>	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、会議を中止、延期したため、年間会議開催数が減り、会議開催時期が年度後期に集中した。	
<b>人権平和課</b>	<b>事業目標</b>	・要保護児童対策地域協議会への出席し、関係機関と情報共有を行う。	数値目標 要保護児童対策地域協議会への出席 3回
	<b>事業実績</b>	・要保護児童の要因となりうるDV被害について関係機関と問題点を把握し、連携体制を強化できた。	数値実績 要保護児童対策地域協議会への出席 3回
	<b>男女平等推進への効果</b>	要保護児童の要因となりうる面前DVについて関係機関と問題点を把握し、当課のカウンセリングや女性法律相談の紹介など保護者への支援及び関係課への情報提供を行うとともに、その後の対応について関係課と協議し連携体制を強化できた。	

課題6 施策1 施策評価

<b>専門委員会</b>		<b>B</b>
<b>推進協議会</b>	専門委員会の評価のとおりとする。	<b>B</b>
<b>推進委員会</b>	推進委員会をAとする。 ・各課共通／新型コロナウイルス感染症の影響下においても、連絡会等の開催による情報共有や連携強化に取り組んでいる。相談しやすい環境づくりに向け、継続して取り組むよう努められたい。	<b>A</b>

## ■施策2 DV予防のための取組推進

No.46 広報啓発活動による暴力予防			
事業内容	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催		
人権平和課	事業目標	・DVへの理解促進のため、講座開催や情報提供を行う。 ・相談窓口周知のため、市内各所にリーフレットの配架を行う。	数値目標 ・市報・HP等による広報 1回 ・DV防止啓発講座 3回 参加者60人
	事業実績	・コロナ禍の影響により、DV増加が懸念されるためDV防止啓発のための講座を行った。参加者のアンケート等で講座の内容については高評価であった。 ・市内各所にDVリーフレット及びデートDVリーフレットの配架を行い周知に努めた。	数値実績 ・各種講座及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間について市報及びHPで周知 ・DV防止啓発講座を2回、性暴力に関する講座を1回開催(参加者24人)
	男女平等推進への効果	コロナ禍の影響を受けた女性のニーズを考えたテーマで各種講座を開催することができ、参加後のアンケートにおいても満足度90%の高評価を得た。	
	新型コロナによる影響	DV防止啓発講座の開催が2回となり、感染対策のため参加人数も定員20人までとした。	
No.47 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発			
事業内容	DVやデートDVについて、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくれます。近隣大学との連携のあり方を検討します。		
人権平和課	事業目標	・DVやデートDVについて正しい知識と理解を深められるよう、若年層に対する啓発を行う。	数値目標 ・若年層に対する啓発 1回
	事業実績	・市内高等学校及び近隣大学に向けたデートDVリーフレットの配架及び一部大学の学生及び教職員に対するデートDVリーフレットをデータ配信により周知を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にcocobunjiプラザにおいて性暴力についてのパネルを展示し若年層へのデートDVなどの性暴力被害の啓発を行った。	数値実績 ・若年層を対象としてデートDVリーフレットの配架及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパネルでの啓発
	男女平等推進への効果	オンラインを活用するなどし、若年層に対するデートDV周知ができ、パネル展において性暴力被害に関する対応や相談窓口について周知を行うことができました。	
	新型コロナによる影響	児童館など子どもの集まる場所が休館やイベントの中止になり、大学についてはオンライン授業となったため施設に対する啓発活動が制限された。	
子ども子育て事業課	事業目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことにより、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。	数値目標 小中高生対象行事実施回数 15回
	事業実績	日常的な利用の中で自然にコミュニケーションがとれる環境を整え、遊びや制作の提供を行い共有することにより、異年齢の関わりを深めた。	数値実績 行事実施できなかったため、日常的な遊びや会話により相手を思いやる気持ちを持てるよう働きかけた。
	男女平等推進への効果	幅広い異年齢の居場所であるため、利用者は直接的、間接的に様々な児童の姿を目にすることから、疑問が生じる等意識する機会となっている。	
	新型コロナによる影響	4月～6月は休館した。開館後は消毒時間を確保するため、利用時間の制限を設けて開館した。7月～3月の開館期間、併設館においては午後の開館時間制限により小中高生の利用が減少した。	

## No.48 学校教育における暴力予防教育

事業内容	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。			
学校指導課	事業 目標	暴力やいじめの撲滅と相互理解に基づく対話の重視について、各校における取組を進め、児童・生徒の意識を高める。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	暴力やいじめの撲滅に向け、弁護士によるいじめ予防授業を小学校第5学年と中学校第1学年の全児童・生徒を対象として実施した。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	専門家の話を伺いながら、いじめや暴力は許されないことを学ぶ機会を設定することができた。		

## 課題6 施策2 施策評価

専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・人権平和課／パネル展の来場者数の把握に努められたい。 ・学校指導課／男女平等推進への効果が明確でないため、男女平等推進に資する事業実施に取り組まれたい。 小中学校で実施されるアンケート等に男女平等推進に関する設問を加えられたい。	B

■施策3 被害者の安全確保と自立支援

No.49 被害の早期発見・対応			
事業内容	子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。		
健康推進課	事業 目標	母子保健事業(主に乳幼児健診)を通じ、保護者や子どもの心身の状況を把握する。家族全体をアセスメントし、必要時に相談者の安全確保と生活面、精神面のフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・自己決定を支援する。	数値 目標 3~4カ月児健康診査受診率97.0%、1歳6カ月児健康診査受診率96.0%、3歳児健康診査受診率94.0%(すこやか親子21の中間評価目標値)
	事業 実績	新型コロナウイルス感染症対策のため事業が中止となっていた間は、保健師が電話連絡にて、保護者・子どもの心身の状況等を確認。また、事業が再開されてからは、DV・児童虐待等が家庭内で行われていないか体のあざの有無や家庭状況の確認等を多職種で実施し、必要時に適切な相談先等の情報提供・関係機関との連携を積極的に実施。このほか、未受診者には再度電話連絡や手紙の送付、未受診アンケートで状況を把握し、連絡がつかない方・返信が無い方には保健師が訪問を実施。	数値 実績 乳幼児健診の集団健診は、3~4箇月児健診を27回、1歳6箇月児健診を23回、3歳児健診を22回実施。しかし、集団健診が新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年3月~6月中旬まで中止となり、再開されてからは受診人数を制限しながら実施したため、受診率が目標に達することができなかった。令和2年7月~8月まで3~4箇月児健診のみ償還払い制度で医療機関での受診が可能とし、令和2年9月~令和3年2月まで各健診を委託先の医療機関で受診できるよう対応。各受診者数(集団・個別の受診者数合算)/受診率(乳幼児の数として) 3~4箇月児 920人/86%、1歳6箇月児 973人/84%、3歳児 856人/74%。(小数点第1位四捨五入)。
	男女平等推進への効果	健診等でDV・児童虐待などが家庭内で行われていないかを意識的に確認。可能性があった場合には適切な相談先などの情報提供・関係機関との連携を積極的に実施し、被害者の安全確保を優先的に行った。	
	新型コロナによる影響	令和2年3月~6月中旬まで新型コロナウイルス感染症対策のため、乳幼児健診を含む母子保健事業が中止となった。その間対象者には、電話連絡等を実施し現状把握に努めた。	
人権平和課	事業 目標	・DVへの理解促進のため、講座開催や情報提供を行う。 ・相談窓口周知のため、リーフレットの配架を行う。	数値 目標 ・DV防止啓発講座3回 参加者60人
	事業 実績	・コロナ禍の影響により、DV増加が懸念されるためDV防止啓発のための講座を行った。参加者のアンケート等で講座の内容については高評価であった。 ・市内各所にDVリーフレット及びデートDVリーフレットの配架を行い周知に努めた。 [事業No.46再掲]	数値 実績 ・各種講座及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間について市報及びHPで周知 ・DV防止啓発講座を2回、性暴力に関する講座を1回開催(参加者24人) [事業No.46再掲]
	男女平等推進への効果	コロナ禍の影響を受けた女性のニーズを考えたテーマで各種講座を開催することができた。	
	新型コロナによる影響	DV防止啓発講座の開催が2回となり、感染対策のため参加人数も定員20人までとした。	

No.50 被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応

事業内容	母子・女性緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。 また、児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。 被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため財政的支援を行います。			
生活福祉課	事業目標	数値目標	保護を求める被害者の安全を確保する。	
	事業実績	数値実績	保護を求める被害者の安全を確保した。	
	男女平等推進への効果	保護を求める被害女性の安全を確保し、自立を促す支援に結び付ける効果がある。		
	新型コロナによる影響	保護を求める被害女性の安全を確保し、自立を促す支援に結び付ける効果がある。保護を求める被害者のニーズにそって活用できる支援策を提示し、支援を続けたことで、被害者が自立を目指すことができた。		
人権平和課	事業目標	数値目標	・関係機関と連携し、被害者の安全に留意した相談対応を行う。 ・女性等緊急一時保護費を予算化し、緊急時に備える。 30,000円	
	事業実績	数値実績	・所管課と情報交換や相談者の対応について協議するなど、連携を図ることができた。 ・女性等緊急一時保護費を予算化し、緊急時に備えることができた。 30,000円	
	男女平等推進への効果	所管課や警察等の関係機関と情報交換を行い連携をとりながら、特別定額給付金の申請等他課で対応が困難な事案においてもできる限り対応し、相談者の希望する支援や手続きに関する窓口へ円滑に繋ぎ負担軽減を図ることができた。		
契約管財課	事業目標	数値目標	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	
	事業実績	数値実績	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意を図るように当直警備員に徹底を図った。近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行った。	
	男女平等推進への効果	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時に、二次被害を起こさないよう細心の注意を図るよう当直職員の意識が高まっている。		
子育て相談室	事業目標	数値目標	母子父子自立支援員と定期的な連絡会を実施し、DVを受けて逃げてきた子どものいる家庭に対して、子どもの安全確保、精神的な支援を早期に実施できる。父子避難に対する支援に対して庁内体制の検討を継続できている。 母子父子自立支援員との連絡会回数 年8回実施	
	事業実績	数値実績	母子父子自立支援員とコロナ禍において、連絡会を実施できないときも電話などで頻りに連絡をとり、密な連携を行うことでDVを受けて逃げてきた子どものいる家庭に対して継続的に支援を行うことができ、子どもの安全確保や精神的な支援に努めることができた。父子避難に対する支援に対しての検討はDV防止連絡会などを通して検討を継続した。 母子父子自立支援員との連絡回数 年4回実施	
	男女平等推進への効果	DVがある、DVで逃げてきた家庭などの支援に対して関係機関と密な連携を図り、継続的な支援を行うことで子どもの安全確保や精神的な支援を行うことができた。		
	新型コロナによる影響	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、連絡会を中止、延期した。		

子ども子育て 事業課	事業 目標	日常的に直接子どもたちと関わり、また関係機関と連携しながら児童虐待の防止に努める。	数値 目標	登園時の児童の日々の観察 290日 身体測定12回
	事業 実績	保育中において日々の子どもの様子、身体の傷、身体測定による体重を増減の確認した。	数値 実績	登園時の児童の日々の観察 290日 身体測定12回 (0才児は24回)
	男女平等推進への効果	日々の身体観察や、体重の増減による観察ができています。		
	新型コロナによる影響	自粛期間中の状況で電話などでの状況確認しかできない児童もいた。		
学校指導課	事業 目標	児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。	数値 目標	市立小・中学校15校全校で実施
	事業 実績	小・中学校全校において、虐待対応教諭が中心となって組織的に、虐待又は虐待の疑いのある児童・生徒の早期発見・早期対応に努めた。	数値 実績	市立小・中学校15校全校で実施
	男女平等推進への効果	全校で組織的な虐待対応が図られた。		

### No.51 被害者支援における配慮の徹底

事業内容	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。 外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。			
市民課	事業 目標	住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起こらないよう対応する。	数値 目標	支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応のついて必要とされる措置を全件対応する。
	事業 実績	住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図った。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起こらないよう対応した。	数値 実績	支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応のついて必要とされる措置を全件対応した。
	男女平等推進への効果	支援措置を実施することで被害者の安全確保を図るという目的が達成されている。		
人権平和課	事業 目標	・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。 ・DV防止連絡会の開催し、情報漏洩についての注意喚起を行う。	数値 目標	・DV防止連絡会の開催 3回
	事業 実績	・DV避難者に対する特別定額給付金の対応について、関係機関と連携を図り個々の事情に配慮して迅速に対応することができた。 ・DV防止連絡会において所管課と個人情報の取り扱い等について問題点について協議し、情報漏洩防止について再認識した。	数値 実績	・DV防止連絡会の開催 2回 (内1回は男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会と同時開催で開催した) 【事業No.43再掲】
	男女平等推進への効果	コロナ禍の特別定額給付金や貧困の相談などについて、Eメールや電話連絡を利用し面談相談を最小限にするなど相談者の個々の事情に配慮した対応ができ、問題点についてはDV防止連絡会で確認するなどして課所管課と対策を講じた。		
	新型コロナによる影響	DV防止連絡会の開催は2回となったが、連絡会以外でも所管課と情報交換を行い対応に努めた。		



No.52 被害者の自立支援			
事業内容	日常生活, 就業, 住居等について各種制度を活用し, 関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。被害者の回復の一助として, 必要な情報を提供し, 被害者の心理的な安定, 回復を支援します。		
生活福祉課	事業 目標	被害者に対する自立支援を行う。	数値 目標 被害者に対する自立支援を行う。
	事業 実績	警察署等と連携を図り, 被害者に対して自立支援を行った。	数値 実績 警察署等と連携を図り, 被害者に対して自立支援を行った。
	男女平等推進への効果	被害者の状況に応じて, 日常生活, 就業, 住居など各被害者のニーズに合った支援について各種制度を活用できるよう関係機関と情報交換や研修会で知識を得た上, 小金井警察署の被害者支援担当者と協議しながら慎重に被害者の自立のための支援に努めた。	
人権平和課	事業 目標	・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	数値 目標 ・DV相談件数 55件
	事業 実績	・DV避難者に対する特別定額給付金の対応について, 関係機関と連携を図り個々の事情に配慮して迅速に対応することができ, 後の自立のための支援や相談を継続した。 ・DV防止連絡会において所管課と個人情報取り扱い等について問題点について協議し, 情報漏洩防止について再認識した。 [事業No.51再掲] ・メール相談を活用し, 若年層に対する相談にも対応した。	数値 実績 ・DV相談件数 68件
	男女平等推進への効果	HPとツイッターを活用して相談窓口の周知を図り, メール相談を活用して若年層の相談にも対応し, 自ら手続きが困難な若年層の相談者と関係機関との橋渡しを行うなど相談者の負担を軽減するよう努めた。	
	新型コロナによる影響	1回目の緊急事態宣言再発出による施設が休館となり, 面談相談及び法律相談が休止となった。	

課題6 施策3 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとするが, 評価の根拠となる「男女平等推進への効果」への記載が乏しい事業が多いため, 記載を明確にされたい。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・各課共通/男女平等推進への効果が明確でないため, 男女平等推進に資する事業実施に取り組まれない。	B

## ■施策4 人権侵害を予防するための支援

No.53 セクシュアル・ハラスメント等の防止の取組			
事業内容	さまざまな機会をとおして事業者等や市民に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止にむけた広報・啓発を行います。		
人権平和課	事業目標	・市報やHP等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。	数値目標 ・市報・HP・情報誌等での周知 1回
	事業実績	・「女性に対する暴力をなくす運動」について市報やHP、ツイッターなどで広報を行い、同期間におけるパネル展においてセクハラなどの性暴力防止のため啓発を行った。	数値実績 ・性暴力防止周知のためにHPや市報の掲載を行った。
	男女平等推進への効果	ハラスメントについての相談窓口について、幅広く周知を行うことができた。	

No.54 庁内におけるハラスメント対策			
事業内容	庁内に対して、ハラスメントの防止について周知します。「ハラスメントの防止等に関する指針」により、被害者の立場に立った適切な対応を行います。		
職員課	事業目標	・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。 ・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る。	数値目標 ハラスメント防止に資する研修の実施(新規採用職員向け/管理職向け/全職員向け/計 年3回)
	事業実績	ハラスメント防止に資する研修については、令和2年10月に管理職向けに延べ3回、また管理職以外の全職員を対象に令和3年1月に1回実施した。 ・右記研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、89%が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、ハラスメントのない職場づくりに向けた意識啓発に効果があったと考えられる。	数値実績 ・ハラスメント防止研修(管理職向け):3回実施で計64名(男性51名・女性13名)受講 ・ハラスメント防止研修(管理職以外の全職員向け):17名(男性10名・女性7名)受講
	男女平等推進への効果	ハラスメント防止に資する研修の実施により、ハラスメントのない職場づくりに向けた意識啓発及び男女平等推進への効果があった。	
	新型コロナによる影響	新規採用職員向け研修については、新型コロナウイルス感染症による影響により実施していないが、ハラスメントの防止等に関する指針の配布等により周知を図った。	

No.55 ストーカー等の防止の取組			
事業内容	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組を行います。		
防災安全課	事業目標	正確な防犯情報をより多くの市民に行き届くようにし、犯罪抑止や二次被害の防止を図るため、国分寺市安全・安心メールの登録者数を増やす。 市のイベント等で登録方法を記載したチラシや市報を用いて周知する。	数値目標 登録者数19,000件(第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画より)
	事業実績	防犯まちづくり委員や地域団体へのチラシ配布や市報で周知した。	数値実績 20,116件
	男女平等推進への効果	市内における刑法犯発生認知件数は減少傾向にあり、街頭犯罪や女性や子ども、高齢者を狙った犯罪などに遭わないために、安全・安心メールでの情報提供は一定の効果があったと考える。	
	新型コロナによる影響	様々なイベントが中止となったため、周知機会の一部が失われた。	
人権平和課	事業目標	・人権侵害に関連する講演会等を開催し、理解普及を図る。	数値目標 ・人権侵害に関連する講演会 2回 100人
	事業実績	・性暴力に関する講座とパネル展を開催し、ストーカーや痴漢などの性暴力について理解普及を図った。	数値実績 ・犯罪被害者等支援講座開催 1回 14人
	男女平等推進への効果	性暴力について被害防止や相談窓口の周知及び啓発を行い、講座については参加者アンケートで78.5%の満足度を得た。	
	新型コロナによる影響	講演会等の定員は20人とした。年2回開催している人権をテーマとした講演会が中止となった。	

課題6 施策4 施策評価		
専門委員会		B
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。	B
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。 ・人権平和課／男女平等推進への効果が明確でないため、男女平等推進に資する事業実施に取り組まれない。	B

## ■施策5 性犯罪被害者の支援

No.56 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動			
事業内容	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。		
人権平和課	事業 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。</li> <li>性犯罪を含めた犯罪被害者等支援窓口の周知を行う。</li> </ul>	数値 目標 ・犯罪被害者等相談窓口の周知 1回
	事業 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力に関する講座とパネル展を開催し、ストーリーや痴漢などの性暴力について理解普及を図った。【事業No55再掲】</li> <li>国のSNS相談など若年層に向けた相談窓口の周知をHPやツイッターを活用して行った。</li> <li>小金井警察署と連携し、犯罪被害者週間に合同相談会を開催するなど相談窓口の周知を行った。</li> </ul>	数値 実績 ・「女性に対する暴力をなくす運動」「犯罪被害者週間」に市報やHP、講座開催で周知を行った。
	男女平等推進への効果	性暴力防止と被害者支援について周知し、市民講座を開催した結果、参加者のアンケートにおいて被害が身近に起こっている現実や問題点を知ることができた等の感想があり、性暴力や被害者支援の問題意識や関心が高くなったと考えられる。	

課題6 施策5 施策評価		
専門委員会		A
推進協議会	専門委員会の評価のとおりとする。被害者等支援の更なる周知に努められたい。	A
推進委員会	推進協議会の評価のとおりとする。	A

## V 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。  
(実績は令和3年4月1日時点)

	項目	計画策定時	成果目標	実績
課題1	庁内の男性職員の育児休業取得率	8% (平成27年度)	20% (令和6年度末)	41.7% (令和2年度末)
	庁内の超過勤務の縮減	一人あたり月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり月6.4時間 (令和4年度末)	一人あたり月7.7時間 (令和2年度末)
課題2	審議会等委員に占める女性の割合	32% (平成27年度)	40%以上 (令和6年度)	37.2% (令和3年度)
	管理職(課長以上)に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	20% (令和6年度)	19.4% (令和3年度)
	係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	35% (令和6年度)	24.3% (令和3年度)
	防災会議の委員に占める女性の割合	9.1% (平成27年度)	30%以上 (令和6年度)	12.1% (令和3年度)
	保育所待機児童数	88人 (平成27年度)	解消 (令和6年度)	48人 (令和3年度)

## VI 参考指標

第2次行動計画の成果目標に関連する数値を参考指標として掲載しています。

### 〈審議会等に占める女性の割合〉

令和3年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料等より作成

名称	委員数	うち男性		うち女性	
		人数	割合	人数	割合
行政委員会	29	24	82.8%	5	17.2%
条例設置の委員会等	496	347	70.0%	149	30.0%
要綱設置の委員会等	619	347	56.1%	272	43.9%
計	1,144	718	62.8%	426	37.2%

### ①行政委員会等(地方自治法第180条の5)

令和3年4月1日現在

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60.0%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	4	100.0%	0	0.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	13	86.7%	2	13.3%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100.0%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50.0%	1	50.0%
		計	29	24	82.8%	5	17.2%

②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3)

令和3年4月1日現在

所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性		
			人数	割合	人数	割合	
1	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
2	情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	12	9	75.0%	3	25.0%
3	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会	8	5	62.5%	3	37.5%
4	政策法務課	国分寺市オンブズパーソン	2	2	100.0%	0	0.0%
5	政策法務課	国分寺市政治倫理審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
6	政策法務課	国分寺市行政不服審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
7	財政課	国分寺市補助金等審査会	5	2	40.0%	3	60.0%
8	秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
9	契約管財課	国分寺市公共調達委員会	5	5	100.0%	0	0.0%
10	職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
11	職員課	国分寺市職員倫理審査会	3	1	33.3%	2	66.7%
12	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会	9	9	100.0%	0	0.0%
13	職員課	国分寺市職員懲戒審査会	3	2	66.7%	1	33.3%
14	防災安全課	国分寺市防災会議	33	29	87.9%	4	12.1%
15	防災安全課	国分寺市国民保護協議会	32	28	87.5%	4	12.5%
16	経済課	国分寺市小口事業資金融資審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
17	経済課	国分寺市認定農業者審査会	4	4	100.0%	0	0.0%
18	経済課	国分寺市被害救済委員会	6	4	66.7%	2	33.3%
19	人権平和課	国分寺市男女平等推進委員会	9	3	33.3%	6	66.7%
20	地域共生推進課	国分寺市民生委員推せん会	10	9	90.0%	1	10.0%
21	保険年金課	国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	13	81.3%	3	18.8%
22	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
23	障害福祉課	国分寺市障害者施策推進協議会	9	6	66.7%	3	33.3%
24	障害福祉課	国分寺市障害支援区分認定審査会	10	7	70.0%	3	30.0%
25	高齢福祉課	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	8	61.5%	5	38.5%
26	高齢福祉課	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
27	高齢福祉課	国分寺市介護保険運営協議会	10	8	80.0%	2	20.0%
28	高齢福祉課	国分寺市介護認定審査会	54	31	57.4%	23	42.6%
29	子ども若者計画課	子ども・子育て会議	12	7	58.3%	5	41.7%
30	子ども若者計画課	国分寺市青少年問題協議会	12	4	33.3%	8	66.7%
31	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	11	4	36.4%	7	63.6%
32	まちづくり計画課	国分寺市環境審議会	12	10	83.3%	2	16.7%
33	まちづくり計画課	国分寺市都市計画審議会	16	11	68.8%	5	31.3%
34	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり市民会議	12	8	66.7%	4	33.3%
35	建築指導課	国分寺市建築審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
36	建設事業課	国分寺市財産価格審議会	8	6	75.0%	2	25.0%
37	交通対策課	国分寺市交通安全対策協議会	15	15	100.0%	0	0.0%
38	緑と建築課	国分寺市湧水等保全審議会	4	4	100.0%	0	0.0%
39	緑と建築課	国分寺市緑化推進協議会	14	11	78.6%	3	21.4%
40	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	16	8	50.0%	8	50.0%
41	学校指導課	いじめ防止対策審議会	5	4	80.0%	1	20.0%
42	社会教育課	国分寺市青少年委員	13	4	30.8%	9	69.2%
43	社会教育課	国分寺市社会教育委員	11	5	45.5%	6	54.5%
44	ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	8	7	87.5%	1	12.5%
45	ふるさと文化財課	国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会	10	10	100.0%	0	0.0%
46	公民館課	国分寺市公民館運営審議会	11	6	54.5%	5	45.5%
47	図書館課	国分寺市図書館運営協議会	10	6	60.0%	4	40.0%
		計	496	347	70.0%	149	30.0%

③設置要綱などにより設置されている①②以外の会議等

令和3年4月1日現在

所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性		
			人数	割合	人数	割合	
1	契約管財課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会	3	2	66.7%	1	33.3%
2	契約管財課	国分寺市指定管理者評価委員会	3	3	100.0%	0	0.0%
3	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム	7	5	71.4%	2	28.6%
4	経済課	国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会	7	6	85.7%	1	14.3%
5	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会	9	5	55.6%	4	44.4%
6	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会	13	13	100.0%	0	0.0%
7	文化振興課	国分寺市芸術文化振興事業審査会	4	2	50.0%	2	50.0%
8	文化振興課	国分寺市立いづみホール運営委員会	7	4	57.1%	3	42.9%
9	文化振興課	国分寺市文化振興市民会議	9	3	33.3%	6	66.7%
10	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会	9	7	77.8%	2	22.2%
11	スポーツ振興課	国分寺市スポーツ推進委員	16	7	43.8%	9	56.3%
12	地域共生推進課	国分寺市地域福祉推進協議会	60	24	40.0%	36	60.0%
13	健康推進課	国分寺市子どもの歯を守る連絡会	10	4	40.0%	6	60.0%
14	健康推進課	国分寺市健康増進計画評価等委員会	8	3	37.5%	5	62.5%
15	健康推進課	国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部	17	16	94.1%	1	5.9%
16	障害福祉課	国分寺市障害者地域自立支援協議会	22	12	54.5%	10	45.5%
17	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	15	88.2%	2	11.8%
18	障害福祉課	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議	22	10	45.5%	12	54.5%
19	障害福祉課	国分寺市医療的ケア児支援関係者会議	17	3	17.6%	14	82.4%
20	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	15	88.2%	2	11.8%
21	高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	20	8	40.0%	12	60.0%
22	高齢福祉課	国分寺市地域ケア会議	27	12	44.4%	15	55.6%
23	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会	7	3	42.9%	4	57.1%
24	高齢福祉課	国分寺市生きがい推進事業協議会	12	6	50.0%	6	50.0%
25	高齢福祉課	国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議	13	7	53.8%	6	46.2%
26	高齢福祉課	国分寺市介護老人保健施設及び高齢者在宅サービスセンター運営方針策定等検討委員会	8	6	75.0%	2	25.0%
27	子ども若者計画課	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議	22	10	45.5%	12	54.5%
28	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員	20	17	85.0%	3	15.0%
29	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議委員	19	12	63.2%	7	36.8%
30	まちづくり計画課	国分寺市環境推進管理委員会	12	8	66.7%	4	33.3%
31	まちづくり推進課	国分寺市まちづくり推進会議	6	5	83.3%	1	16.7%
32	交通対策課	国分寺市地域公共交通会議	12	12	100.0%	0	0.0%
33	環境対策課	国分寺市清掃センター周辺地元協議会	12	9	75.0%	3	25.0%
34	ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物減量等推進委員会	36	17	47.2%	19	52.8%
35	学校指導課	国分寺市立第五小学校コミュニティ・スクール協議会	10	8	80.0%	2	20.0%
36	学校指導課	国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会	15	8	53.3%	7	46.7%
37	学校指導課	国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会	12	6	50.0%	6	50.0%
38	学校指導課	国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会	14	5	35.7%	9	64.3%
39	学校指導課	国分寺市立第十小学校学校運営協議会	8	4	50.0%	4	50.0%
40	学校指導課	国分寺市立第三中学校学校運営協議会	7	5	71.4%	2	28.6%
41	公民館課	国分寺市立本多公民館運営サポート会議	10	4	40.0%	6	60.0%
42	公民館課	国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議	10	3	30.0%	7	70.0%
43	公民館課	国分寺市立光公民館運営サポート会議	10	3	30.0%	7	70.0%
44	公民館課	国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議	10	5	50.0%	5	50.0%
45	公民館課	国分寺市立並木公民館運営サポート会議	10	5	50.0%	5	50.0%
		計	619	347	56.1%	272	43.9%

〈庁内の女性職員の登用〉 事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市町村名	管理職 総数(A)	うち 女性	割合	係長級 総数(B)	うち 女性	割合	職員総数 (AB除く)(C)	うち 女性	割合	総数 (A+B+C)	うち 女性	割合
八王子市	134	19	14.2%	429	67	15.6%	1,251	547	43.7%	1,814	633	34.9%
立川市	66	13	19.7%	160	33	20.6%	446	167	37.4%	672	213	31.7%
武蔵野市	78	9	11.5%	167	57	34.1%	416	247	59.4%	661	313	47.4%
三鷹市	100	16	16.0%	128	35	27.3%	371	197	53.1%	599	248	41.4%
青梅市	61	5	8.2%	143	18	12.6%	398	156	39.2%	602	179	29.7%
府中市	116	10	8.6%	142	20	14.1%	576	328	56.9%	834	358	42.9%
昭島市	66	17	25.8%	111	43	38.7%	291	131	45.0%	468	191	40.8%
調布市	133	19	14.3%	166	52	31.3%	583	308	52.8%	882	379	43.0%
町田市	160	17	10.6%	401	111	27.7%	942	469	49.8%	1,503	597	39.7%
小金井市	61	11	18.0%	95	12	12.6%	260	120	46.2%	416	143	34.4%
小平市	112	14	12.5%	124	42	33.9%	372	149	40.1%	608	205	33.7%
日野市	107	17	15.9%	120	37	30.8%	461	205	44.5%	688	259	37.6%
東村山市	85	8	9.4%	176	40	22.7%	345	164	47.5%	606	212	35.0%
<b>国分寺市</b>	<b>62</b>	<b>10</b>	<b>16.1%</b>	<b>119</b>	<b>22</b>	<b>18.5%</b>	<b>290</b>	<b>146</b>	<b>50.3%</b>	<b>471</b>	<b>178</b>	<b>37.8%</b>
国立市	44	4	9.1%	89	15	16.9%	197	81	41.1%	330	100	30.3%
福生市	50	6	12.0%	97	30	30.9%	215	94	43.7%	362	130	35.9%
狛江市	50	6	12.0%	46	10	21.7%	189	98	51.9%	285	114	40.0%
東大和市	52	4	7.7%	96	19	19.8%	233	107	45.9%	381	130	34.1%
清瀬市	53	4	7.5%	81	20	24.7%	243	127	52.3%	377	151	40.1%
東久留米市	39	4	10.3%	86	15	17.4%	272	126	46.3%	397	145	36.5%
武蔵村山市	53	4	7.5%	79	14	17.7%	202	90	44.6%	334	108	32.3%
多摩市	68	10	14.7%	153	43	28.1%	461	243	52.7%	682	296	43.4%
稲城市	53	16	30.2%	80	11	13.8%	221	86	38.9%	354	113	31.9%
羽村市	47	4	8.5%	80	20	25.0%	175	89	50.9%	302	113	37.4%
あきる野市	50	7	14.0%	94	27	28.7%	243	87	35.8%	387	121	31.3%
西東京市	65	10	15.4%	171	56	32.7%	414	212	51.2%	650	278	42.8%
東京都	1,878	377	20.1%	5,152	1,991	38.6%	13,279	6,858	51.6%	20,309	9,226	45.4%

令和3年4月1日現在（※東京都については令和2年4月1日現在）

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「区市町村の男女平等参画推進状況（令和3年度）より作成

〈防災委員に占める女性の割合〉 防災会議における委員（会長を含む）の男女構成比（26市比較）

市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合	市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合
八王子市	49	10	20.4%	<b>国分寺市</b>	<b>33</b>	<b>4</b>	<b>12.1%</b>
立川市	44	5	11.4%	国立市	25	2	8.0%
武蔵野市	28	6	21.4%	福生市	30	4	13.3%
三鷹市	34	8	23.5%	狛江市	29	8	27.6%
青梅市	33	3	9.1%	東大和市	25	5	20.0%
府中市	28	5	17.9%	清瀬市	26	10	38.5%
昭島市	40	5	12.5%	東久留米市	22	3	13.6%
調布市	33	6	18.2%	武蔵村山市	29	3	10.3%
町田市	35	3	8.6%	多摩市	25	3	12.0%
小金井市	29	5	17.2%	稲城市	18	3	16.7%
小平市	33	8	24.2%	羽村市	28	3	10.7%
日野市	27	7	25.9%	あきる野市	36	4	11.1%
東村山市	34	6	17.6%	西東京市	34	4	11.8%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和3年度）（市区町村編）より作成

〈保育所待機児童数〉 保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市町村名	令和3年4月1日				令和2年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童 数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童 数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童 数
八王子市	21,383	11,196	52.4%	19	22,118	11,407	51.6%	25	△ 735	△ 211	0.8%	△ 6
立川市	8,390	4,125	49.2%	26	8,543	4,187	49.0%	47	△ 153	△ 62	0.2%	△ 21
武蔵野市	6,957	3,334	47.9%	0	7,165	3,302	46.1%	0	△ 208	32	1.8%	0
三鷹市	9,208	4,411	47.9%	70	9,204	4,347	47.2%	92	4	64	0.7%	△ 22
青梅市	4,469	2,951	66.0%	2	4,725	3,046	64.5%	4	△ 256	△ 95	1.5%	△ 2
府中市	12,226	6,096	49.9%	28	12,784	6,071	47.5%	86	△ 558	25	2.4%	△ 58
昭島市	5,155	2,837	55.0%	15	5,345	2,880	53.9%	27	△ 190	△ 43	1.1%	△ 12
調布市	11,720	6,274	53.5%	46	12,122	6,159	50.8%	149	△ 402	115	2.7%	△ 103
町田市	17,527	8,445	48.2%	76	18,073	8,476	46.9%	130	△ 546	△ 31	1.3%	△ 54
小金井市	6,418	3,335	52.0%	41	6,286	3,044	48.4%	97	132	291	3.6%	△ 56
小平市	9,814	4,332	44.1%	86	9,998	4,343	43.4%	159	△ 184	△ 11	0.7%	△ 73
日野市	8,784	4,535	51.6%	35	8,908	4,474	50.2%	38	△ 124	61	1.4%	△ 3
東村山市	6,373	3,066	48.1%	39	6,415	3,020	47.1%	58	△ 42	46	1.0%	△ 19
<b>国分寺市</b>	<b>6,288</b>	<b>3,247</b>	<b>51.6%</b>	<b>48</b>	<b>6,176</b>	<b>3,086</b>	<b>50.0%</b>	<b>94</b>	<b>112</b>	<b>161</b>	<b>1.6%</b>	<b>△ 46</b>
国立市	3,213	1,650	51.4%	12	3,325	1,711	51.5%	27	△ 112	△ 61	△ 0.1%	△ 15
福生市	2,081	1,345	64.6%	0	2,140	1,373	64.2%	0	△ 59	△ 28	0.4%	0
狛江市	4,106	2,117	51.6%	31	4,236	2,086	49.2%	49	△ 130	31	2.4%	△ 18
東大和市	3,909	2,102	53.8%	0	4,027	2,150	53.4%	19	△ 118	△ 48	0.4%	△ 19
清瀬市	3,144	1,404	44.7%	8	3,148	1,441	45.8%	19	△ 4	△ 37	△ 1.1%	△ 11
東久留米市	5,134	2,512	48.9%	15	5,324	2,501	47.0%	24	△ 190	11	1.9%	△ 9
武蔵村山市	3,223	1,824	56.6%	18	3,322	1,910	57.5%	37	△ 99	△ 86	△ 0.9%	△ 19
多摩市	5,844	3,023	51.7%	12	6,179	3,038	49.2%	50	△ 335	△ 15	2.5%	△ 38
稲城市	4,939	2,522	51.1%	0	5,023	2,416	48.1%	8	△ 84	106	3.0%	△ 8
羽村市	2,137	1,396	65.3%	2	2,289	1,407	61.5%	4	△ 152	△ 11	3.8%	△ 2
あきる野市	3,235	1,904	58.9%	2	3,400	1,967	57.9%	4	△ 165	△ 63	1.0%	△ 2
西東京市	9,528	4,503	47.3%	36	9,533	4,364	45.8%	97	△ 5	139	1.5%	△ 61

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「令和3年度都内の保育サービスの状況について」より作成



## Ⅶ 参考資料

### 資料No.1 令和3年度会議の開催状況

#### (1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
意見聴収	令和3年6月22日	令和3年度から6年度の事業目標審議
第1回	令和3年7月16日	令和2年度進捗状況の評価
第2回	令和3年8月27日	令和2年度進捗状況の評価
第3回	令和3年9月17日	令和2年度進捗状況の評価
第4回	令和3年12月10日	答申案審議
—	令和4年2月14日	答申

#### ○令和3年度 国分寺市男女平等推進委員会委員 (任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日)

氏名	所属等	選出区分
富永 順子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
横田 砂恵子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若島 礼子	国際ソロプチミスト国分寺	
河邊 さち子	一般市民公募	2号委員 (公募市民)
筒井 隆志	一般市民公募	
細川 紀人	一般市民公募	
◎甲斐田 きよみ	文京学院大学准教授	3号委員 (識見を有する者)
重松 靖	元国分寺市立第二中学校校長	
○橋本 恭子	津田塾大学非常勤講師	

◎…委員長 ○…副委員長

#### (2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	令和3年7月9日	施策別推進状況評価

#### ○令和3年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長	◎橋本 正之
市民生活部長	○小川 恵一郎
政策部長	藤原 大
総務部長	志村 国光
健康部長	鈴木 佳代
福祉部長	横川 潔
子ども家庭部長	可児 泰則
教育部長	一ノ瀬 理

◎…会長 ○…副会長

### (3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	令和3年7月	施策別推進状況評価

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とした。

#### ○令和3年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

(任期：令和2年5月1日から令和4年3月31日)

所属	氏名
政策部政策法務担当課長	◎柳井 幸
政策部財政課主任	佐藤 大河
総務部秘書課秘書担当係長	平原 直樹
市民生活部経済課 消費生活・就労支援担当係長	柳澤 優次
市民生活部スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック担当係長	○秋山 大輔
健康部地域共生推進課主任	増井 志保里
福祉部生活福祉課主任	石井 孝昌
福祉部高齢福祉課主任	杉本 靖子
子ども家庭部子ども若者計画課	武田 美夏子
子ども家庭部子育て事業課	小倉 亜希
教育部学務課主任	松尾 聖子
教育部学務課主任	池田 幸恵
教育部社会教育課	清水 勇樹
教育部ふるさと文化財課主任	田中 優希

◎…委員長      ○…副委員長

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条・第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条—第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条—第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条・第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条・第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第4項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・令和3年条例第31号・一部改正)

## 第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

#### 第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

#### 第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業  
(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

#### 第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

#### 第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内
- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成25年条例第42号・平成29年条例第30号・一部改正）

#### 第8章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止）

3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

（国分寺市立女性センター条例の一部改正）

5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〔以下略〕



平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（専門委員会の組織）

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 健康部 1人
- (5) 福祉部 2人以内
- (6) 子ども家庭部 2人以内
- (7) 教育部 4人以内

（平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

（専門委員会の委員長及び副委員長）

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の会議）

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（任期）

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成19年訓令第25号・追加）

（意見の聴取等）

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正）

（庶務）

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正, 平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第15条繰上, 平成26年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は, 別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は, 平成10年9月1日から施行する。

[以下略]



## 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画  
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

### 令和2年度進捗状況評価報告書

令和4年3月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388